

# われわれ の境界

## 岳飛故事の通俗文藝の言説における國家と民族（下）

笠井 直美

- 0. 「傳統的」世界像
- 1. 『大宋中興通俗演義』、『岳武穆精忠傳』、『岳武穆盡忠報國傳』
  - 1.1. 『大宋中興通俗演義』八卷八十則
  - 1.2. 『岳武穆精忠傳』六卷六十八回
  - 1.3. 『岳武穆盡忠報國傳』七卷二十八則
- 2. 雜劇・南戲・傳奇
  - 2.1. 『東窗事犯』
  - 2.2. 『岳飛精忠』
  - 2.3. 『東窗記』
  - 2.4. 『精忠記』
  - 2.5. 『精忠旗』
  - 2.6. 『續精忠』
  - 2.7. 『奪秋魁』
  - 2.8. 『牛頭山』
  - 2.9. 『如是觀』
- 3. 『説岳全傳』二十卷八十回
- 4. 忠義 と 國家
  - 4.1. 忠義 の「純粹」化
  - 4.2. 「富貴」の排除 / 「以死報國」
  - 4.3. 「忠孝豈能兩全」
  - 4.4. 忠義 の「述べ方」
  - 4.5. 「皇帝」・「國家」の突出
  - 4.6. 帝・君王 / 朝廷・國家 / 民
    - (以上前號)
- 5. 民族
  - (以下本號)
  - 5.1. 民族 的境界のズレ・揺れ・曖昧性
    - 5.1.1 境界の引かれ方
    - 5.1.2 相互浸透
    - 5.1.3 多 民族 的な構成
    - 5.1.4 「所屬」の變更
    - 5.1.5 「華夷の別」？
  - 5.2. われわれ の不在？
  - 5.3. 金・宋政權間の關係と呼稱
  - 5.4. 「所屬」の變更・多 民族 的構成
  - 5.5. 彼ら に與えるラベル
  - 5.6. 「まつろわぬ者」の分割
  - 5.7. われわれ の成立？

### 5. 民族

#### 5.1. 民族 的境界のズレ・揺れ・曖昧性

0. で見たように、中國の「傳統的」世界像は、「夏」「中華」を中心とし、天子を頂點とした階層の上下秩序である。價值の基準となる「禮」を核とした文化・儒教的規範をどれだけ身につけているかによって人々は階層化されるが、その差は段階的・階層的であり、境界は必ずしも固定していない。夷狄は中華の下位に位置づけられるが、「中華」の人々（とまとめてしまうこと自體に問題があるのだが）にも天子・士・庶といった階層の上下關係がある。「庶」の生まれでも儒教的教養を身につければ「士」となり得、夷狄も

中華の文化を身につければ「華」となりうる。境界線のはっきりしたある集團を想定し、その内部の人々と外部の人々とを区切る 民族 概念とはかなり異なった世界像である。

外國（中國から見た）異民族 に對して稱する際は、普通「秦」「唐」のような王朝名が用いられ、朝代を限定せず通時的に 中國 を指すポピュラーな名稱に乏しい<sup>25</sup> こともよく指摘される。

もちろん、民族 に類する概念・範疇が全くなかったわけではない。「中國人亡入匈奴者、烏孫亡降匈奴者、西域諸國佩中國印綬降匈奴者、烏桓降匈奴者、皆不得受。」（『漢書』卷九四下、匈奴。以下、特に斷りのない限り、史料は中華書局本を用いる）「其人雜有新羅、高麗、倭等、亦有中國人」（『北史』卷九四、牟羅國）「高昌者、車師前王之故地、…國有八城、皆有華人。」（『魏書』卷一〇一補、高昌國）等の「中國人」「華人」は、現代語の「漢族」（日本語の「漢民族」、或いは日常語での「中國人」（のある種の用法））に近いと考えられる。

しかし一方、「中國」の語は多義的で、指す範囲がフレキシブルである<sup>26</sup>。初めは「四方」と對照して「國の中心」、京師・國都・畿内を指し、のちには「夷狄」「四夷」と對照して、その文明圏の擴大とともにより広い範囲を指すようになってゆくが、漢民族居住地域全體にあたる範囲を指す用法とともに、中原（黄河流域）を指す用法も長く併存した。とりわけ複数の政權が並立した時代には後者の用法が目立ち、五代の中原政權（そのうち後唐、後晋、後漢はテュルク系沙陀人の政權である）は他の政權（南唐、南漢…）に對して自らを「中國」と稱し、例えば南漢側も中原政權を「中國」と呼んでいた。また、後述するように、遼・金も自らを「中國」としていた。さらに、「中國」の「世界の中心」という含意からは、逆に自分が中心とみなす地域を「中國」と稱する可能性が開ける。「法顯發長安、六年到中國」<sup>27</sup>の「中國」は仏教發祥の地、インドを指している。こうした多義性、境界の曖昧さの故もあってか、上掲のような「中國人」「華人」の語も頻見するとは言い難く、「われわれ中國人」「われわれ中華」といった意識を示す記述もなかなか見いだし難い。

以下ではまず、岳飛故事の設定されている時代である金・宋對立期の初期を中心に、それに先行する遼<sup>28</sup>・宋對立期も視野に入れつつ、その時代における 民族 的なカテゴリーが、同時代史料或いはそれに近い時代の編纂史料において、どのように認識され、記述されているか、先行研究に據って簡単に確認しておきたい。

### 5.1.1 境界の引かれ方

單純化した言い方では、金はツングース系の女真人の國家、遼（契丹）はモンゴル系のキタイ人の國家、となろうが、言うまでもなくその構成員は多 民族 から成っていた。現在見られる漢語資料には、「女真（女直）」「契丹」「渤海」「奚」「漢」などの語で稱され

る「人々」のカテゴリーが見える。このように列挙され、またある人物について「渤海人」「契丹人」等とする記述がよくある、ということは少なくともそれらの文章を書いた人々はこれらのカテゴリーを何らかの意味において区別しているといえる。これらの語は遼・金の史料にも、後述するように宋側の史料にも少なからず見られる(列挙される形もよくある)ので、時間的にも空間的にもある程度広い範囲で共有されていたと考えられる。というが、概説書・研究書の多くはこれらの区別をあっさり「民族」と稱している。

確かにこれらのカテゴリーは、「民族」とかなり重なっているようである。しかし、微妙にズレもある。それが特に顕著なのは「漢兒」(「漢人」もほぼ同義)というカテゴリーである<sup>29</sup>。この語が指す範囲は、時代・文脈によりかなり幅があるが、遼宋対立時代の史料において有力なのは、遼朝治下の「漢族」(従って遼東や燕雲十六州の民が多い)を主として指す用法である(それらの人々が自ら稱する用法も見える。なお、遼代初期に関する記録では、遼の皇帝・皇室の人物が五代の中原政權 - といっても實は沙陀系だが - 後唐や後晋の君臣を指して「漢兒」と稱している例が見える<sup>30</sup>)。宋側の史料でも、「漢兒」「漢人」は(「漢人」は漢代の人という用法があるが)、遼(・金)や西夏、吐蕃などの治下の「蕃(番)」でない人々を指しており(「蕃漢」と対照させる用法が多く見える)宋朝治下の人々を指す例はあまり見られない。寧ろ、漢兒は宋朝治下の人々にとっては他なるものという認識を示す言説が目立つという<sup>31</sup>。

なお、金が華北を統治下に入れてからは、「金朝滅遼後、...稱原遼朝境内的漢人爲“漢人”、稱原北宋遺民爲“南人”」(劉浦江1998:58)という区別も生じていたことも注意される。金の世宗が賀揚庭に「南人曠直敢爲、漢人性姦、臨事多避難。異時南人不習詞賦、故中第者少。近年河南、山東人中第者多、殆勝漢人爲官。」と述べた(『金史』卷九七)という記事や、漢兒軍と簽軍(簽發南軍)との相違、科擧における扱い等<sup>32</sup>から見て、「漢人」「南人」という(現代人なら「同じ漢族」と見なしがちな)二つのカテゴリーの区分がある程度共有されていたことが推測される。もっとも、元代の「漢人」の用法とどう接続しているか<sup>33</sup>という問題もあり、金代の史料の「漢兒」「漢人」の用法が全て舊北宋治下の地域の民を排除するものであるかは検討の餘地があろう。

このように遼・金・宋代の「漢兒」カテゴリーは、現代の「漢族」カテゴリーとはかなりのずれがある。宋朝治下の人々にとって「漢兒」は、(おそらく何らかの共通・類似する要素は認めつつも)われわれではなく彼らの稱である。彼らとの文化的共通性に着目した、彼らをも含む、より大きなわれわれカテゴリー 近代的な言い回しでは「漢族」ということになりそうだが、はどうやら想定されていないようだ。少なくとも、そうしたカテゴリーを表す明確で確立した史料用語は簡単には見いだせない(例えば「中國人」の語は漢兒が含まれていないことがまます。注31参照)。

上に「文化的共通性」と言ったが、むしろ漢兒と宋朝治下の人々にどの程度の「文化

的共通性」があったかはまた別の問題である。漢兒は、宋朝治下の人々にとっては異質さを感じさせる要素があったようで、劉浦江(1998)は豊富な史料を挙げ「“漢人”的胡化傾向」を論じている。例えば「水甘土厚、人多技藝、民尚氣節。秀者則向學讀書、次則習騎射、耐勞苦。未割棄以前、其中人與夷狄鬥、勝負相當。」<sup>34</sup>という宣和年間の燕山府の人々の氣風、多言語を操る能力、契丹人が契丹名(「小字」と漢名(「漢字」)を持つように、少なからぬ漢兒が漢名・契丹名を持っていたこと、正月十六日の「放偷」の風俗、等であるが、特に注目されるのは服装及び髪型の「胡化」である。

遼朝は治下の 異民族 に服装・髪型等の改俗を強制していないが、漢兒は概ね契丹人に倣ったようである。元祐四(1089)年に遼に使いした蘇轍は燕山の状況を「哀哉漢唐餘、左衽今已半。」<sup>35</sup>と詠み、北宋末、遼からいったん宋に降った郭藥師率いる常勝軍について、「藥師及燕人終不改其左衽、亦無如之何。時人竊比之安祿山」<sup>36</sup>とする記事、等々があり、少なくとも「左衽」は一般的だったと思われる。

また、燕雲地方の遼・金代の漢人の墓、例えば河北宣化韓師訓墓、河北宣化張世古墓、大同臥虎灣遼代壁畫墓等の壁畫には髻髪の人物が描かれており、それらは契丹人の髪型に近いという<sup>37</sup>。さらに、大同市南郊の陳慶墓は金代正隆年間の墓誌が出土しているが、その壁畫に描かれた髻髪の人物の髪型は女眞式というよりは契丹式であるという。これらの墓の發掘報告(例えば、大同市博物館:1992)では描かれた人物を契丹人としているが、劉浦江(1998:60)は、これらは墓主が漢人であり、壁畫に描かれた生活も漢人の生活情景であるので、胡化した漢人を描いたもので、金代墓でも女眞式でなく契丹式なのは契丹の影響がより強かったためと考えるべきだと述べる<sup>38</sup>。

それでは、漢兒は胡化した「不純」な人々であるがゆえに宋朝治下の人々からは われわれ と認められず「番」や「胡」とみなされ排除されるのだ、漢兒と宋朝治下の人々の間に引かれた境界線は「純粹/不純」を分ける境界線であり、兩者の文化的・民族的差異に基づいた境界線であって、その意味においてこれは 民族的なカテゴリーなのだ(その範圍自體は現代と異なるが)、と言い得るかどうか?.....もちろん、境界線のこちら側、宋朝治下の人々が(文化的にでも、民族的にでも)「純粹」などとは言い得ない(そもそも「純粹」な「××文化」や「××民族」、などというものがあると想定すること自體、轉倒した發想と言うべきだが)。

### 5.1.2 相互浸透

概説書などで、非 漢族 が中原を支配した政權に言及する際、支配的地位にある民族の「漢化」が進んで軍事的優位が失われた、といった記述をしばしば目にするが、異民族 はひたすら「漢化」されるのみであり、「中華」は一方的に影響を與える側だったかということ、そうでもないようだ。

華北はもともと遊牧民が定住民に隣接して住んでおり(杉山1997:111-113,186-190)、中唐以降は、山西省内へのテュルク系沙陀人の移住が進み、五代に中原に據った政權のうち、後唐・後晋・後漢はこの沙陀系軍閥の政權であるし、河朔地方も「天下指河朔若夷狄然」(『新唐書』卷一四八)と言われるほどで、hybridな状況がむしろ通常だったと考えられる。唐代にペルシャなど西方の文化が大いに流行したことは有名であるが、劉銘恕(1947)に據れば、東北アジアの文化も浸透したという。契丹風の服装や馬具が早くも唐代前期から<sup>39</sup>、五代・北宋を通じて<sup>40</sup>流行したことがわかる。南宋に入っても金の使節の服装を「中國之人」がまねたとの記事や<sup>41</sup>、「臣僚言、臨安府士庶服飾亂常、聲音亂雅、已詔禁止訪聞歸明歸朝歸正等人往往承前不改胡服、及諸軍又有倣習蕃裝、兼音樂雜以女眞、有亂風化。詔刑部檢坐條制、申嚴禁止歸明歸朝歸正等人仍不得仍前左衽胡服、諸軍委將佐、州縣委守令常切警察。」<sup>42</sup>の記事にも見えるように、歸正人らが左衽胡服を改めないのみならず軍や「臨安府士庶」まで、また服装のほか言語・音楽にも、女眞風・「胡」風が広がっていることが窺える。劉銘恕氏は服飾、蕃歌胡樂の宋での流行、契丹語や女眞語が外交にたずさわる士人にも、また教養のない一般人にも相當に浸透していたこと、「北狄古俗」の「射柳之戲」が宋で行われた事などを指摘している。唐代から南宋に至るまで、「中華」王朝の治下の人々も、何らの強制もないのに(むしろ政權側の度重なる禁止にも関わらず)契丹や女眞の文化を受容・吸収していたことがわかる。「純粹」どころの騒ぎではない。漢兒と宋朝治下の人々間の「文化的差異」は、はたから見ればせいぜい程度の差ということになる。

一方、金でも、特に熙宗朝以降、女眞の「漢化」が進行し、女眞人に「南人衣装」をまねないよう禁令を出す<sup>43</sup>ほどだったというから、國境のいずれの側でも政權の思惑に反して、(程度の差はあるが)文化の相互浸透・混淆の状況があったと見ることができよう。

### 5.1.3 多民族的な構成

以上、(遼・)金・宋代の史料では、契丹・奚・渤海・女眞・漢などの語で人々は一應區別されているものの、その區別は「あるカテゴリーに分類される人々が同じ文化を共有し、別のカテゴリーに分類される人々はそれとは異質の文化を持っていて、質的に區別される」といったものではなく、服飾や言語、音楽、風俗などがこれらのカテゴリーを超えて相互に浸透し、混淆する状況が廣く見られ、カテゴリー間の境界線は必ずしも明確でないこと、等を見てきた。こうした「人々」のカテゴリーと、政權との関係について確認しておく。

周知の通り、遼・金いずれも多民族から成り、早い時期から、王室の屬するカテゴリー(「契丹」なり「女眞」なり)に入らぬ人々を統治下に入れている。その関係も單純

に「支配 - 被支配」とは言えない。遼は北面官(契丹人をはじめとする草原の民を治める)/南面官(漢人・渤海人をはじめとする定住民を治める)の二重制をとることで知られるが、早期から遼東半島などの漢人・渤海人をブレインとし、また燕雲十六州を版圖に収めた後はこの地方の漢人も登用され、重要な地位についた者も多い<sup>44</sup>。

金も、政權中樞部は宗室などの女真人が握っていたが、渤海人・契丹人・漢人らを大いに活用している。建國の初期、中國東北部を徐々に經略していく過程では、歸附してきた 異民族 の有力者を猛安謀克に任じた(渤海人、漢人は天眷三年まで、契丹人は大定年間まで續いている)。特に唐代以來中國文化をよく身につけた渤海人に對しては、その子女を王族の側室とする(そのため渤海人の母をもつ金帝が少なくない)など、密接な關係を保ち、猛安謀克廢止後も宰相となった張浩をはじめ、科擧等のルートで重用される者が少なかった(以上、外山1964:123-152等)。

契丹人との關係は、西遼の存在や宋からの叛亂の慫慂等もあって終始良好とは言えないが、その軍事力は金朝にとって貴重であり(女真是半農半獵の森林の民であり、草原・沙漠の戦いには必ずしも長じていない)、猛安謀克に編成して、遼代の地位・役割をほぼ保全しており、また、州縣官に任用されている例も多い。宋との戦争に際して功勞をたてた耶律馬五、耶律余睹や、海陵王(完顔亮)時代の蕭裕、蕭玉、耶律恕など重職に就く者も少なくなかった(海陵王は女眞の有力者を牽制するために契丹人を重用したと言われる)。のうち耶律余睹は謀反し、蕭裕は謀反の企てが露見して殺されるが、これらの謀反に 民族的要素を見ることは困難であり、それに相應して、事件後も契丹人一般に對する金朝の政策に變更は見えない。契丹人への抑壓が目立ってくるのは大叛亂後の大定年間以降であり、その時期も軍事、特に西北邊の防備は契丹人に頼らざるを得ず、無理な徵發 - 叛亂 - 抑壓を経て、離反した彼らがモンゴルに歸附したことが金朝滅亡につながったという(以上、外山1964:66 - 122)。

また、漢人に對する處遇は三上(1973:321 - 423[1943a,b,c])等に詳しい(なお、三上氏は「漢人」を 漢民族 とほぼ同じ意味に用いている。即ちこの段落の「漢人」には5.1.1という「南人」も含まれる)。建國初期には歸降した漢人の有力者に猛安謀克を授けるなど「同化」的懷柔策をとったが、遼を驅逐し、さらに華北を支配下に入れてからは、中國的な官制を整え、漢人官僚に統治させる方向に切り替わっているという。遼朝に仕えていた劉彦宗、時立愛等もいわば横滑りして重用されている。三上(1973:107)は三省制度が設けられた熙宗の天眷元年以降の宰相・執政の 民族 を整理して示しているが、熙宗期にも右丞相韓企先をはじめ漢人三、ほかに契丹人二、渤海人一の宰執が出ており、海陵王以降はさらに漢人の宰執が増えていることがわかる。

金朝で女真人が中核となり優位を占めているのは確かであるが、王室や政權中樞部との近さ(早期に歸附して政權に貢獻している等)や能力によって、 異民族 であってもそ

れなりの處遇が得られることがままあったと見ることができよう。

軍事は民政と異なり、なるべく「支配民族」が掌握するよう遼・金とも工夫しているが、徹底されたとは必ずしも言い難い。金の場合、正規軍は女眞のほか、契丹・奚・渤海及び漢(5.1.1の「漢兒」即ち舊遼治下の地域の漢族)から成り、華北占領後は華北の民(5.1.1の「南人」)を簽軍(臨時に徴發された軍)として編成している(ただし正規軍の監視を受け、指揮者は女真人だった)という。また、上述の通り西北邊防備の主力は契丹人であった(以上、三上1973:345、張中政1983等)。

「金虜、×州を犯す」といった記述が意味するのは、女真人集団の侵入とは限らず(そうではないことがむしろ多く)、その集団の民族的構成は多様で、下っ端の兵が漢人だったり、「金將」が契丹人や漢人であることもままあるということになる。こうした状況は、宋側の記録である『三朝北盟會編』『建炎以來繫年要録』等の、金との交戦を記した部分に「女直渤海漢軍」「渤海契丹漢兒軍」「番漢軍」等の語が少なからず見られることから窺われる(『大金國志』(汗筠齋叢書所収本を使用)・『金史』等金側の史料や、宋側の史料でも相対的にナマに近いものでは、女直・契丹等の個別のカテゴリーを列挙するのに對し、編纂・加工の度が強いものではしばしば「漢」以外が「番」にまとめられてしまうのは、よく見られる現象ではあるが興味深い)。

#### 5.1.4 「所屬」の變更

以上ではおおざっぱに、例えば「『漢兒』は(舊)遼朝治下の漢族」といった言い方をしたが、もちろん、舊遼朝治下の地域に生まれた漢族は、金代には一貫して金に「屬」と言えるかということ、もちろんそうとは限らない。そもそも前近代の中國において複数の政權が並立している時代(例えば三國時代や五代)どの政權に仕官するかは、生まれによって自動的に決まり變更不能、といったものではなく、選擇の餘地があり、仕官先を度々變更する人物も少なくなかった(五代の馮唐のように。こうした人々は、リゴリスティックな人々からは「忠君」の觀點から批判されることになるのだが)。

遼・金・宋の間においても、仕官先の變更が珍しくないことが知られる。最も顯著なのは、遼末、遼・金・宋三國の角逐が激しく展開された燕雲十六州、特に燕京を中心とした地域の人々の動きである。以下、主として外山(1964:182-231)に據りつつ述べる。

遼東の渤海・漢兒から成る常勝軍(首領は渤海人郭藥師)や山西地方の漢兒を編成した義勝軍は三國の角逐の中で遼・宋・金と「所屬」(という言い方は適切でないかもしれないが、やむを得ず用いる。以下同様)を變え、平州の有力者張覺は、遼・金・宋と「所屬」を變え、結局金の要求で宋側に殺されている。遼の臣僚左企弓、劉彦宗、時立愛らは金が燕京を陥落させると金に降ってそのまま金の臣となり、後には宋への南侵を勸めている。

また、燕京陥落後の宋金交渉で、金が燕京以下六州を宋に交割し、常勝軍の宋への歸

屬も認める代わりに、東北部の奥地に移住させられることとなった燕京の住民は、左企弓が金太祖に詩を獻じて「君王莫聽捐燕議、一寸山河一寸金。」(『金史』卷七五)と説いたり、粘罕に「燕疆土本非大宋。彼不能取、而我取之。桑麻果實所在、形勢之地、豈可與人。金國方強盛、天下莫不畏服。」(『三朝北盟會編』卷十五、宣和五年四月十四日)と訴える等、燕地が宋の治下に入ることを喜ばず金の治下に入ることを望んだという。

特定の政權への忠誠・執着のない、こうした漢兒の傾向は、政權側からはもちろん否定的にとらえられている。宋の馬擴は山後の地をその土地の豪傑たちに守らせるという案に「契丹至則順契丹、夏國至則順夏國、金人至則順金人、王師至則順王師。但營免殺戮而已、豈能守耶」と反對し(『三朝北盟會編』卷十五、宣和五年三月一日條引『茅齋自敘』)、金太宗は燕人と南人を對比して「燕人自古忠直者鮮、遼兵至則從遼、宋人至則從宋、本朝至則從本朝、其俗詭隨、有自來矣。…南人勁挺、敢言直諫者多、前有一人見殺、後復一人諫之、甚可尚也。」と述べている(『金史』卷八、大定二十八年六月壬子)。上述の世宗の語も同趣旨と見ることができよう。しかし、天祚帝西走後の漢人宰相李處温の失脚と契丹・奚人/漢・渤海人の對立、燕雲地方が宋の統治下に入った後の宋朝の燕人への冷遇や、漢兒を疎外し牽制する傾向等を考えれば、漢兒のこうした動き方は當然(とは言わぬまでも無理もない)と言わねばならない。5.1.1で見たように、宋朝治下の人々は漢兒をわれわれの中には入れていなかったし、そのような扱いしかなかった。漢兒の側もまたそれに相應して、「所屬」先として複数の政權が考えられる状況下では、無條件に宋朝に「屬」するのが當然とは考えず、生命・利益を守るためにより有利な政權を選んだに過ぎないと言えよう。

しかも、こうした傾向は、燕人・漢兒にのみ特有なわけではなく、金將が宋に降る・宋將が金(・齊)に降るという記事も珍しくない。金將の宋への歸降は、和議成立までは歸明人の優遇という形で歓迎された(黄寬重:1977。また注31参照)し、實際、

例 181 王策者、本遼酋、爲金將、往來河上。〔宗〕澤擒之、解其縛坐堂上、爲言「契丹本宋兄弟之國、今女眞辱吾主、又滅而國、義當協謀雪恥。」策感泣、願效死。澤因問敵國虛實、盡得其詳。<sup>45</sup>

例 182 兀朮趨入臨安府、先臣領所部邀擊之、至廣德境中六戰皆捷、…擒女眞漢兒王權等二十四人。俘諸路剃頭簽軍首領四十八人、察其可用者結以恩信、遣還虜中。令夜斫營、燒毀七梢九梢砲車、及隨軍輜重器仗。乘其亂縱兵交擊、大敗之。<sup>46</sup>

例 183 時〔劉〕光世招納蕃漢及淮北人民、來歸者不絕。<sup>47</sup>

例 184 紹興五年…自燕以南金號令不行…金帥烏陵思謀素號桀黠、亦不能制其下、但諭之曰「毋輕動、俟岳家軍來即降。」金統制王鎮、統領崔慶、將官李凱、崔虎、華旺等皆率所部降、以至禁衛龍虎大王下忔查千戶高勇之屬、皆密受飛旗勝、自北方來降。



金將軍韓常欲以五萬衆内附。飛大喜、語其下曰「直抵黃龍府、與諸君痛飲爾。」<sup>48</sup>  
 といった記事が隨所に見られる。また、宋から金(・齊)への投降者として有名なのは金の傀儡政權齊の皇帝となった劉豫や燕京行臺右丞相となった杜充、淮西の兵變で呂祉を殺して麾下全軍を率い齊に投降した酈瓊<sup>49</sup>等であるが、ほかにも

例 185 翟興爲其將官楊偉所殺。初僞齊劉豫之將移都汴京也、以興屯伊陽山寨、憚之。豫...嘗遣迪功郎蔣頤持詔書遣興誘以王爵、興戮頤而焚其書。豫計不克行、乃陰遣人啗偉以厚利、偉遂殺興、携其首奔豫。<sup>50</sup>

といった例や、李成・孔彥舟・徐文等、盜賊出身でいったんは宋の官位を得たものの、結局は齊に走ることとなった者も多い。また、中興の名將吳玠・吳玠麾下の軍も

例 186 始、金人之入也、玠與璘以散卒數千駐原上、朝問隔絕、人無固志。有謀劫玠兄弟北去者、玠知之、召諸將歃血盟、勉以忠義。將士皆感泣、願爲用。<sup>51</sup>

と金側への投降を考えたという。例 4、例 5 で挙げた〔熊〕の文章とはだいぶ異なるが、岳飛の部下が北去しようと考えたということも「經進鄂王行實編年」<sup>52</sup> 等に見えている。また、李世輔は齊・金・西夏・宋と「所屬」を變えており<sup>53</sup>、張中孚・張中彦兄弟のように宋から金に降り、天眷元年(宋紹興八年、1138)の和議で宋へ、皇統二年(宋紹興十二年)の和議でまた金にと「所屬」を變えた<sup>54</sup> という例もある。5.1.3 で見たように、「金軍」には、女眞のみならず契丹、渤海、漢兒等があり、舊北宋治下の華北から徴用された簽軍もいた。「金將」として記された人名も、はっきり 異民族 とわかる名より、漢族くさい名の方が多い。もちろん 漢族 くさい名の人物が漢兒や宋朝からの投降者とは限らないのだが、人名を見ただけでは、金將か宋將か必ずしもわからないという状況であったことは確かである。

もちろん、例えば宗澤の部將郭俊民が金に投降し、金の使者となって宗澤の營に行き、斬られたという記事<sup>55</sup>でもわかる通り、宋から金(・齊)に降ることは(宋側から見れば)悪しきことという枠組はあるのだが、一方、例 185 における楊偉の裏切りのあっさりさ加減や、上述のような数多くの「所屬」變更例や、一人の人物が「所屬」を轉々とする例があることは、當時の人々に仕官先・所屬の變更に對する抵抗感があまりなかったらしい、宋もまた一地方政權に過ぎず、齊・金も選擇肢としてありうると、將兵たちに感じられていたらしいという印象を與える。實際、素朴に考えて、例えば河北出身の兵士が、河北を支配している會寧・燕京(または東平・汴梁)の皇帝と、江南を支配している杭州の皇帝とで、當然のこととして後者を選ぶべきだと言えるだろうか? 當然後者を選ぶべきだと言えるのは、ある種の媒介、思考上の装置があるからこそであろう。

以上に見たように、當時の人々 或いは、當時の一部の、しかし少なからぬ人々にとって、仕官先の政權との關係は、「生まれ」によって自動的に決まり、その後一貫して變更を許されないような、絶對的で「硬い」ものではなく、選擇可能な、状況に

よって変更もありうる(李世輔や張中孚のように境界線を往還することもありうる) 緩やかな関係として認識されていたと考えられる。その選択肢として、宋(・齊)・金があり、それは例えば五代に後周と南唐(或いはそのほかの地方政權)のいずれを選ぶか、といった場合の選択と似ているように思われる。

### 5.1.5 「華夷の別」?

むしろ、「華夷の別」を強調する立場からは、宋・金の選択と、宋・南唐の選択とは違う、そこには「華夷の別」があるからだ、ということになる。とりわけ朱子學の浸透以後はそうした立場からの記述・論評が多くなる。この見方は「金 = 異民族 支配の國」「宋 = 漢族 の國」といった近代 nation state 的なイメージと重ね合わされ、「金 = 異民族 支配の國 = 夷」「宋 = 漢族 の國 = 華」という構圖となって、現在もかなり広く浸透しているように思われる。

しかし上述のように、当時の状況は、こうした単純な圖式からは大きく隔たっていた。「人々」のカテゴリーのありかたや、人々と政權の関係については言及したが、以下では、政權としての宋と金(及びそれに先行する、遼と中原政權)との関係を簡単に確認しておきたい。

五代には、石敬瑭が燕雲十六州の割譲を約して遼の軍事援助を得て後晋を建て、遼と「君臣・父子」関係を結び、その子出帝の無禮(臣と稱さない等)を遼がとがめて後晋を滅ぼし、一時中原を支配しようとした。漢、周を経て遼宋對立期に入り、澶淵の盟(1004年)で、宋側からの莫大な歳幣と引き換えに「兄弟」関係とすることとなった。國書では相互に「大遼皇帝」「大宋皇帝」と稱し、相互に交換する使者の待遇も丁重で對等であり、宋を兄とするとはいえ、ほぼ對等な関係が維持された。「北朝」「南朝」と相互に稱する(遼からの提案を宋が拒否して國號を呼び合うにとどめる、といったこともあったようだが)用例も『遼史』『宋史』雙方に見える。「皇帝」が天下に二人あることを相互の政權が認める時代が百年以上続いたのである(Tao: 1983をも参照)。

金・宋関係を見ると、金が遼を滅ぼした後、宋の違約を責めて南侵し、汴京失陥、二帝北狩(1127年)に至った後、金は趙氏による繼承(宋朝の存續)を認めず、まず張邦昌の楚、その後劉豫の齊を立てている。一方、逃れた欽宗の弟、康王が應天府で即位している(高宗)。金側は、當然ながらこれを「正統」な皇帝とはみなさず征討の對象とし、その後皇統の和議で「康王」を「帝」として冊立するまで、しばしば「康王」と稱し(「宋主」の稱も見える)。我々が「南宋」と呼ぶ政權やその疆域を「江南」と呼んでいる。

天眷の和議(宋紹興八年、1138)では、「詔諭江南使」張通古が持参した金の文書は残っていないが、金使が、齊の君臣が金の國書を受けた際と同じ禮をとるよう宋側に要求したこと(金・齊は父子・君臣関係<sup>56</sup>)から、「金側は宋と齊を等置し」「齊に與えていた領

土・人民を、南宋に與えなす」というものだったと推測できるという(寺地1988:163-164)。この点が宋朝廷内で紛議を招き、結局高宗ではなく秦檜らが國書を受納した。この和議は翌年には破れている。

皇統の和議(宋紹興十二年、1142)では、宋は金に臣を稱し、金は「遣左徽使劉筈以袞冕圭冊、冊宋康王爲帝」(『金史』卷四、皇統二年三月丙辰)したという。「臣構言」で始まる宋から金への「誓表」では、金を「上國」と稱し、宋は「弊邑」と自稱しており、金から宋への「冊文」は「皇帝若曰、咨爾宋康王趙構...」と始まり「今遣...劉筈等持節冊命爾爲帝、國號宋、世服臣職、永爲屏翰。嗚呼欽哉、其恭聽朕命。」と結んでいる(『金史』卷七七)。宋帝は「帝」なのだが、金に對しては臣であり、その後も公式文書では宋側からは金を「上國」「大朝」「大金」と稱し、「下國」と自稱し、金側は「宋」と呼ぶという関係になる。「南朝」「北朝」の語も、『宋史』には多く見られるのに『金史』には全く見えない(『金史』の「北朝」は、金末、モンゴルを指す)という非對称な配置になっている。後世の 中國人 から見れば屈辱的な和議だが、高宗にとっては、軍事的に優位な金から淮水以南の疆域を支配する政權として承認され、母后・梓宮の返還により宗廟祭祀の連続性を確保し、趙氏政權の正統な後繼者としての地位を治下の人々にアピールできる、といった利點もあったという(寺地1988:252-259)。

この関係は、海陵王の南侵により破れ、その後大定五年(宋乾道元年、1164)の和議では、君臣関係を叔姪關係に、兩國間の公式文書も「詔/表」から「國書」に改め、歳貢を歳幣として額を減じた。國書は「姪宋皇帝脊、謹再拜致書于叔大金聖明仁孝皇帝闕下」/「叔大金皇帝」「致書于姪宋皇帝」(『金史』卷八七、卷六、大定五年正月辛亥條にも見える)といった形式をとっている。

すなわち、金・宋關係は汴京失陥以後、一貫して金が優位にあり、金側は南宋政權を初めは討伐の對象とし、皇統和議以降は藩臣として、大定和議以降は「叔姪」の上下關係を伴った、しかし君臣關係よりは獨立性のある 外國(「敵國」として扱い、宋側も、少なくとも金と交換する公式文書においてはそれに従わざるを得なかった。宋側は金を「大金」と稱し、金に對しては「大宋」と自稱し得ない關係であった。

宋側からすれば、もちろん「康王」は、應天府での即位以來「正統」な皇帝だが、和議成立までは、對立する金(・齊)を、非正統な政權、叛臣・盜賊と同様の征討の對象として扱っているかということ、そうでもない。天會七年(宋建炎三年、1129)金が揚州を襲い、「康王」が間一髪で逃れた後、「康王以書請存趙氏社稷。先是、康王嘗致書元帥府、稱『大宋皇帝構致書大金元帥帳前』、至是乃貶去大號、自稱『宋康王趙構謹致書元帥閣下』。其四月、七月兩書皆然。」(『金史』卷七四)との記事があり、和議締結以前からこのようにへりくだり安全を確保しようとする方向性があったことが知られる。齊に對してすら、成立(建炎四年、1130)當初は「自劉豫之僭位也、朝廷以金故、至以大齊名之。」(『建炎以

來繫年要録』卷四九、紹興元年十一月辛丑)「宋人畏之、待以敵國禮、國書稱大齊皇帝。」(『金史』卷七七)という弱腰ぶり、齊の高官となった張孝純、鄭億年、李鄴等の家屬も叛臣の家屬として處刑するどころか厚遇している(『建炎以來年要録』卷五十、紹興元年十二月庚寅。外山1964:255等参照)。これは呂頤浩を中心とした南宋中樞部が叛亂・内寇の鎮壓を優先したため、劉豫を「叛臣」「大逆不道」(『建炎以來年要録』卷八二、紹興四年十一月壬子)とし、(金との全面対決を避けつつ)齊を反逆者とはっきり規定して対決姿勢をとるのは、趙鼎が宰相となってからだという(寺地1988:96-107、113-119)。宋は金に對しては、軍事力の差から、唐朝が「夷狄」の國に對してとりえたような態度をとり得ず、その傀儡政權齊に對してさえ、初めは明確に「叛臣」として対決姿勢をとることができなかった。ある意味とても現実的な態度なのだが、「傳統的」華夷思想から見れば軟弱な屈辱的態度ということになる。

こうした立場から、かかる「屈辱」的状況を隠蔽・歪曲する(あるべき形に「矯正」する、と言うべきだろうか)方向性も當然出てくる。『宋史』においては(當然ながら)宋の皇帝を正統な「皇帝」とし、金帝を基本的には「金主」と稱する。金が「康王」を冊立した記事や、金からの「冊文」、金に「臣構」「宋康王構」などと稱した上表や書を載せない。齊は初めから「僞齊」と稱され「大齊」と稱さず、劉豫を初めから叛臣として記述している。

こうした状況からすれば當然なのだが、軍事的に優位にある遼・金朝側が(特に中國文化の吸収が進んでからは)自らを中國・中華と見なすという現象も生じている。

『遼史』『金史』における「中國」は基本的には「中原」に近く、黃河流域の地域を指し、國を指す場合にはそこを掌握している政權を指している。従って、「中國」の語は、『遼史』では五代の中原政權や宋、或いは中國の文化的要素を指すことが多いが、道宗朝大安末、劉輝の上書<sup>57</sup>の「中國之民」は遼治下の民を指している<sup>58</sup>。また、「大遼道宗朝有漢人講論語。…至『夷狄之有君』、疾讀不敢講。則又曰、『上世獯鬻兇蕩無禮法、故謂之夷。吾修文物、彬彬不異中華、何嫌之有?』卒令講之。」<sup>59</sup>からは、「禮法」「文物」による「華夷の別」を認めた上で、自らをその文化的素養から「中華と異ならず」と認識していることがわかる。

また中原を支配して宋を臣(ノ姪)とした金は、當然ながら自らを「中國」としている<sup>60</sup>。『金史』では、徒單太后が僕散師恭に海陵王の南侵のことを「興兵涉江淮伐宋、疲弊中國、我嘗諫止之、不見聽。」と語る(卷六三)、李石・紇石烈良弼が北邊防禦のため深塹を掘るという案に反對して「不可疲中國有用之力」と述べる(卷八六)などがいずれも金・金治下の民を指し、韓侂胄が和議を破って北侵し始めた泰和五年、獨吉思忠が宗浩に「宋雖羈栖江表、未嘗一日忘中國、但力不足耳。」と注意した(卷九三)のは地域としての中

原を指す(「中原の恢復という目標を宋は忘れていない」と言えよう。結局金軍が宋を壓倒し、宋が和を乞うたのに應じて左丞相宗浩が宋の樞密院事張巖にあてた書の中の「昔江左六朝之時、淮南屢嘗屬中國矣。」(巻九三)では、直接には南北朝時代、中原を掌握していた北朝を指す(意譯では「(これまで宋の疆域としていた)淮南だって取るのは簡単なんだ」とでもなるうが)。趙秉文「宣宗哀冊」の「胡馬南牧、華風不競。…降虜效順以革心、島夷畏服而獻誠。」<sup>61</sup>では、胡 = モンゴル、華 = 金、島夷 = 南宋となっている。こうした「中國」の用法は少数ながら宋側の史料にも見え、例えば陳亮は現状を「置中國於度外」とし、荆襄の開發を提言して「今誠能開墾其地、…則可以爭衡於中國矣」と述べる<sup>62</sup>。一方、『宋史』を含め宋側の史料では「中國」は宋側・中國の文化的要素を指す用法が多数を占めるので、金・宋對立期には「中國」の稱を雙方がとりあっていることになる。

すなわち、遼・宋對立期、金・宋對立期の「華夷の別」は、政權間の關係や遼・金の文化的「漢化」、及び中原の歸屬の問題もあり、同時代人にとっては必ずしも自明ではなかったと言えよう。宋側で「宋 = 中華」「金 = 夷狄」と考える人が多くいたのは確かであろうが、それは金という他者には受け容れられず、金もまた自らを「中國(時には「華」)とし、傳統的華夷觀からすれば當然「華」の側が稱すべき「上國」の稱も、皇統和議に基づく公式文書では金が稱するものだったのである。

以上、長くなったが、金・宋對立期(及び遼・宋對立期)の同時代史料・比較的時期の近い編纂史料からは、當時の人々にある程度共有されていたと思われる「女眞」「契丹」「漢兒」などの「人々」のカテゴリーは、近代的民族と重なりつつも相當なズレがあり、近代の漢族にあたるカテゴリーは(類似の概念はあるものの)少なくとも明確な形で確立はしていなかったと思われ、「われわれ中華」「われわれ中國人」といった意識を示す記述も多くは見出されないこと、これらの人々の間では文化的な相互浸透の状況があり、民族間の境界線は必ずしも明確でなかったこと、こうした文化の相互浸透状況は、宋・金の國家の境界線をも超えており、少なくとも「その疆域に住む人々の文化的な差異」を「華・夷」の別の基準とする限り、宋金國境線にせよ、舊遼宋國境線にせよ、そこを境にして「華・夷」がきれいに分かれているとは言い難い状況であったこと、政權どうしの關係について言えば金が優位で、金も自らを「中國(時には「華」)とみなしており、「華夷の別」はこの点でも必ずしも自明ではなかったこと、また、人々と政權との關係も複雑であり、宋朝の麾下となった契丹・女眞や、金朝に仕える契丹・漢兒・もとの宋朝の官・將が珍しくなく、かつ、「所屬」の變更も比較的容易に行われていたこと、などが推測される。これらの史料では、民族的なカテゴリーの境界線は、近代のそれとはズレているほか、異なるカテゴリー同士の「異質性」( / 同カテゴリー内の「同質性」)がそれほど顯著でなく、揺れ・曖昧さを含んでいるものとして、かつ國

家の境界線とは異なるものとして立ち現れると言えよう。

## 5.2. われわれ の不在？

では、岳飛故事の通俗文藝では、どのような「人々」のカテゴリーが想定されていたのだろうか。想定されていたとすればどのような性格のもので、どのような境界線が引かれていたのか？

今回検討対象とした諸テキストでも、「中国人」や、それに類する語の用例は非常に少なく（「漢人」は〔熊〕に見えるが、これは5.1.1の「漢兒」カテゴリー）、近代の漢族にあたるような、彼ら全體（という言い方自體に問題があるのだが）を一つのまとまりとみなし汎稱する言い方に乏しいのに気づく。彼らが自ら・「我が方」を稱する場合、やはり王朝・朝廷を表す語を用いるのが主流である。以下、少し詳しく見ていきたい。

最もよく見られるのは、やはり王朝名の「宋」を用いた稱である。これはもちろん、基本的には「宋の朝廷（皇帝を核とした政權）」であって、典型的な用例としては、「例 187 豈不知宋朝與金邦舊有叔侄之稱、金雖在流離困苦之際、亦存天子之禮」（『如是觀』6 李若水白）、「例 188 我如今還是護駕入城、依舊做宋朝的官兒好呢、還是從金人北去、做金邦的官兒好」（『如是觀』5 秦檜白）、例 198、牛皋が岳雲の武藝の素晴らしさに喜び「例 189 宋朝當興了」と言う（『牛頭山』16）、秦檜が瓦里布との會話で「例 190 如元帥肯放秦檜歸國、但宋朝有事、必先預通消息與元帥」と約束する（『奪秋魁』6）、等が挙げられる。

「例 191 大宋劉錡」（6-55 劉錡の兀朮宛戰書）、「例 192 吾乃大宋岳元帥是也」（『東窗記』9）、「例 193 俺李若水官拜宋朝吏部侍郎之職」（『精忠旗』3）、「例 194 自家大宋行人洪皓」（『精忠旗』29）、「例 195 宋朝左相黃潛善投順軍前、望千歲爺爺收録」（『牛頭山』11）、「例 196 寡人乃大宋建炎皇帝是也」（『續精忠』5）等の名乗りもよく見られる。いずれも宋の官を得ている人（及び皇帝）の名乗りであり、「我宋朝」（例 4）、「我朝」（〔熊〕4-37、胡寅上疏など）、「我聖朝」（例 197 「爾本受我聖朝厚恩」と岳飛が京超を罵る（〔熊〕5-39））等も、宋朝の祿を食んでいる人物の口から出ている。鞏金定が「例 198 今聞皇上被困、我家世受宋朝厚恩、盡願捐軀圖報」と、兄と共に郷兵を組織する（『牛頭山』18）のように、臣下は「宋朝」から「恩を受けて」それに應えて盡くすのであり（もっともこの例の鞏兄妹は、少なくともこの時点では何の官位もなく、「恩を受け」ているうちに入らないようにも思われるが）、ある特定の人物にとって「宋朝」は、そうした恩を與えたり（與えなかつたり）する他者であって、われわれ自身ではない。われわれ というまとまりがまずあって、それに「宋」という名がついているというより、「宋朝」と、それぞれの人物とが、おのの何らかの（丞相である、將である、××の官である、……）關係を結んでおり、上記のような名乗りはその關係を表示しているといえることができよう。

もちろん、鳳翔の民が呉玠の部下に「例199我曹皆宋民也」(〔熊〕4-30)と言って金兵に隠れて便宜を與える、例184に對應する箇所では馬陵思謀の部下たちが「我等皆是宋朝士民、被兀朮拘迫爲軍」と馬陵思謀を殺して岳飛に歸降する相談をしていた、等の例もある。しかし、朱仙鎮で岳飛を引き留めようとした民が、「例200如今宋天子聽信奸邪棄我每百姓與金酋、我每不願做宋朝的百姓、也不願做金邦的百姓、只願做元帥的百姓罷。」(『如是觀』18百姓白)と言って却って岳飛に怒られるという段に典型的なように、それは(理念上は)選擇可能でさえあるもので、他者としての「宋朝」が、彼らを「與え」たり(「有」したり)するものとして觀念されている。「宋朝」の疆域とされる所に住んでいけば無條件かつ自動的に「宋朝の人」であるわけではない。ここでもわれわれというまとまりが前提されているというより、「宋朝」とこれらの人々との關係がこうした語彙で表示されていると見るべきだろう。

頻見する「宋室江山」「宋朝江山」や、「例201今有番將兀朮...侵犯俺南宋邊境」(『岳飛精忠』1李綱白)、「例202我大宋堂堂之天下」(〔熊〕4-37趙鼎上奏)、「例203汚染我皇朝」(『東窗記』7岳飛白)のように、その疆域などを指して使われる場合にも、「皇帝を核とする『國家』が「江山」や「天下」を有しているのであって、「江山」や「天下」は、與えたり(「例204將江山拋棄與金人壯威。」『精忠旗』16【皂羅袍])、奪ったり(「奪取宋朝天下」、『例205指日裡奪江山邊烽靜』『奪秋魁』16【清江引])、失ったり(「例206宋朝用你這樣人做東京留守、就該失卻江山」『牛頭山』6兀朮白)するもので、ある疆域が全體として「宋朝」と自動的に不可分一體のものと觀念されているわけではない。疆域を表すのに「中國」(時には「中華」)が使われがちなのは、そうした事情によるものかもしれない。

このように頻用される「宋」を使った稱だが、(「金人」が頻用されるのに對し)「宋人」の語の用例は稀である。二帝を捕えた金の粘罕が、樂人を呼んで演奏させ、「例207這幾個樂人是大宋人、今日煞好公事」と言う(〔熊〕1-4) 宋への歸還の際、家族を残させようとした撻懶に秦檜が、「例208胡人恁的不曉道理、若拘吾妻孥、宋人決知吾回自金國必與爾處同謀。」(〔熊〕4-29)と言う、などが目に付く程度であり、あとは後世の學者の評・詩で、つまりわれわれの稱ではなく彼らと見た時の稱だと言えよう。このことから、皇帝、大臣や官僚、將・兵、民といったさまざまな人々の差異を無視してひとまとめにわれわれとみなす認識は稀薄であったと考えられよう。

これはもちろんある意味では自然なことである。一般的にプリミティブな状態では人は自分/自分たちが中心・普通であり、何らかの違和感・異質性を認めた者たちを他者として意識し、境界線をひいてゆく。有標でありまず意識されるのは他者の方であって、自分たちは無標である。「自分たち」を圍む境界線を明らかにし、境界線内の「自分たち」を何らかの形で特徴づけ、名づけてゆく作業は、他者からの視線を意識し、他者と交通していく過程で進められていくものと考えられるからで

ある。

基本的には「(宋の)朝廷」を指す語として、ほかに「南朝」「中朝」も見られる。李若水が「例209南朝天子仁厚慈愛」(〔熊〕1-5)と粘罕に言う、岳飛が吉倩に「例210彼以我南朝無人敵對」(〔熊〕1-7)と言う、岳飛が引き留める父老達に「例211你每隨往南朝」と言う(『精忠旗』15)、再び金の手に残った河南の住民が「例212秦賊秦賊身在南朝做大臣、反教北將害南人」と恨む(『精忠旗』16)、「例213原來中朝殺却岳少保了」(『精忠旗』29洪皓白)、「例214奈中朝秦頭掩光」(『精忠旗』15【川撥棹】)、二帝が金營でひどい扱いを受け「例215中朝官駕遭不幸」(『如是觀』6【園林好】)と嘆く、「例216把中朝帝主來尊架」(『如是觀』6【三月海棠】)と李若水が憤る、等である。また、

例217岳飛に攻め込まれて兀朮が金帛と女性を贈り和議を乞い、岳飛は和議を拒絶するが、女性たちが自分達は捕えられてきた者で、ここに置いて欲しいと嘆願したため、「你不見這些女子說原是中朝赤子」と言って、彼女らだけを残して使者を追い出す。岳飛に救われた女性たちは感謝して「今日得睹君侯、指望再返天朝」(【尾批序】)と言う。(『如是觀』21)

で、「彼女らは本来我が方の人間だ」と主張するのに「中朝赤子」を用いている。

「南朝」が「北朝=金」と対比しての稱であり、對等な感じを與えるのに對し、宋側から稱する「中朝」は、宋朝廷を「中心」と見る價值觀も重ねられていると見られる。ただし、『精忠旗』には金側が「中朝」を用いた例もあり(「例218一到中朝將和議倡」29【意不盡】、「例219我一生與中朝那箇孔夫子無緣」12兀朮白、「例220似你中朝推孔聖」12【一封書】等。後二者は宋朝と言うより通時的・文化的な要素を指しており、「中國」に近い)、それらはあまり宋朝の優越を認めているようには見えない。

岳飛故事の通俗文藝でも、「我が方」は主として「宋」など王朝・朝廷を表す語で表示され、そこでは「われわれ」というまとまりが措定されているとは言い難い。宋の朝廷(皇帝を核とした政權)は、ある人物を用いたり、民を(金に)與えたり拋棄したりする他者であり、人々が宋朝の官/百姓に「做」るかどうかを選ぶことも不可能ではない。また、宋朝は「江山」「天下」を「有」するが、それは失ったり奪われたりしうるもので、ある範圍の人々や疆域が初めから「宋朝」と不可分一體のものとして觀念されているわけではない。こうした「われわれ」カテゴリーの不在(ないしは稀薄さ)は、前近代の文獻では一般的であるが、岳飛故事の通俗文藝においても基本線を成していると言えよう。

### 5.3. 金・宋政權間の關係と呼稱

以下では、「皇帝を核とした政權」間の關係について見てみよう。5.1.5で見たように、



歴史上の金・宋関係は金が優位を占めていたわけだが、岳飛故事の通俗文藝においてはどのように扱われていたのだろうか。

〔熊〕は史書を大量に取りこんでおり、金の優位を示す記述がそのままとられている部分も多い。〔熊〕には、汴京陥落・二帝北狩の宋にとって屈辱的な情節・金側の横柄な態度を伝える記事があり、宋（や齊の皇帝劉豫）が、金を「上國」と稱している箇所（4-37、6-53、7-64、8-68）が見られ、上述の、金が康王を冊立した記事・宋からの誓表を載せている（7-64）。また、汴京陥落・二帝北狩を扱う1-4では、金は宋を「國」、宋皇帝を「國主」「國王」として扱う段階があり（この稱は『大金國志』巻五等に見える。その後二帝は庶人とされ、金は張邦昌の楚を立てる）、「宋國」の稱が頻出する。「宋國」は帝國全體の下位カテゴリーとしての「國」（天子が諸侯を「×國」に封ずるとした場合の「國」）を連想させるためか、宋側が自稱で使う例は今回分析対象とした戯曲テキスト・『説岳全傳』にはない。

ただし、冊立の記事は「遣左徽使劉筈以袞冕圭冊帝爲大宋皇帝」（8-68）と、いささか「矯正」がなされている（〔熊〕が據った可能性が高いとされる「節要」系『綱鑑』では、例えば「金使劉筈以袞冕圭冊帝爲大宋皇帝」<sup>63</sup>となっているので、元にした史書をそのまま承けたに過ぎないかもしれないが）、誓表は、清白堂本、三台館本は「臣構曰」とするが、仁壽堂本、天徳堂本、〔鄒〕などはこれを「臣檜曰」に作る（それでは金側が承知しないのでは？と思うが）。

また、金宋間の公式文書では、その上下関係を反映して「大金／宋」の非對称な呼稱だったが、〔熊〕では、宗澤の部下が宗澤に報告する際「大金人馬」の語を用い（2-11）、地の文で「大金通問使」（3-21）、「大金人馬」（4-37）、「大金」（5-44）、「大金皇帝」（2-15、3-22、4-29）等を用いる一方、「金家小卒」が主將黒風大王に報告する際、「大宋」の語を用いる（2-15）例もある。ほかに、『金史』は宋との関係を「南朝／北朝」で表さず（宋は藩臣または姪國で對等ではないということだろう）、『宋史』は金を「北朝」の語でしばしば表すという非對称な状況だったが、〔熊〕では、金側が宋を「南朝」と稱する例も多い。

なお、「例221 辱我大朝衣冠」（1-5、李若水、金人を罵る）、「例222 中原人物、由科第出身、着大朝衣冠、遵大朝禮法」（3-18、郭永、降らぬ志を述べる）、「例223 侵大國封疆」（4-32、例185に對應する箇所翟興が劉豫を罵る）等、宋側の人物が「大朝」「大國」を稱し、金を「小邦」（6-50）としている例も見えるのは、傳統的華夷觀からすればまあスタンダードな態度だが、金側から「例224 爾大朝皇帝尊我金國爲主」（2-15、兀朮が劉衍に）、「例225 同取大朝天下」（6-49、金熙宗、劉豫を責める。仁壽堂本、〔鄒〕では「宋朝」に改める）等、宋を「大朝」「大國」と稱している（にもかかわらず、「相手の優越を認め敬意を表する」意は殆ど傳わってこない）例も見られる。「例226 犯中國之意」（1-2、斡離不の宋朝あての書。『靖康要録』巻一に同様の記述が見える）の「中國」は、『遼史』『金史』等で主流の、地域としての中原を指す用法、「例227 恐貽笑于中國也」（6-49、金の臣下が劉豫を責める熙宗を

なだめる)は「宋の朝廷の人々」を指し、いずれもやはり相手の優越を認めるといった含意は感じられない。ただし、金を「中國」とする記述はないようである。

上述のように、歴史上、金・宋間で交わされた公式文書では、金側が「大金皇帝」と稱し得たのに對し、宋側は「臣」或いは「姪皇帝」を稱さねばならなかったわけだが、史書編纂の際には、それはそれ、その史書が宋を「正統」とするのであれば宋の皇帝が一貫して「皇帝」とされ、金帝は「金主」とされることになる。〔熊〕では、おそらくは成立過程でソースとなった史料の多様さも一因で、金の皇帝を稱するのに、「北國皇帝」・「大金皇帝」・「金國皇帝」・「熙宗」・「金主」といったさまざまな稱が混在している。二帝北狩の場面では、「北國皇帝」「北國皇帝聖旨」などが頻見し、「金國皇帝聖旨」なども見える(1-4、5)。金側が稱するだけでなく、地の文(「例228金使領命入城將北國皇帝榜文掛在通衢曉示」)や、「例229此日出使殿、復奏金使持北國皇帝書來」と、宋の臣が欽宗に對して用いている例、「例230北國皇帝降旨幽二帝於五國城」(1-6)等も見える。ほかの情節でも、地の文では、「例231是時大金皇帝聞高宗車駕幸揚州」(2-15)、「例232命洪皓...以候大金皇帝聖旨」(3-22)、「例233却說大金皇帝與衆臣欲立宋之異姓」(4-29)、「例234且說金主熙宗皇帝自即位後頗勤政事」(5-44)「例235却說金國熙宗皇帝近日聽得南朝消息」(8-68)等がある。また、秦檜が撻懶に「例236使宋朝人馬盡遭茶毒、金國皇帝能一匡天下耳」と言い歸國して内通するという計を獻ずる(4-29)、高宗が金使蕭毅との會話の中で「例237爾金國皇帝」の語を使う(8-63)など宋側が稱する例もある。金側が稱する例はもとより多く、金太宗が臣下に「例238吾爲金國皇帝一十二年」と語る(5-41)、粘罕の宗澤宛の書に「例239我大金天子」(2-16)等の例もある。また、〔熊〕では、地の文で金帝の廟號を稱する箇所も多い。「太宗」(4-29、5-41)、「熙宗」(6-49、50、53、7-64、8-68、72)等である。もちろん、宋の皇帝は、地の文・宋側からは一貫して「皇帝」「帝」或いは廟號で呼ばれるので(金側からは、「宋主」「宋國王」「宋國主」「王」を用いるが、例224のように「皇帝」も用いられている)〔熊〕では、宋・金の皇帝の稱が、やや宋側に肩入れしつつも、どちらが「正統」か明確にされないまま併存していることになる。

〔熊〕では、史書を大幅に取りこんだこともあり、金の優位を示す記述が隨所に見られるが、多少の「矯正」(金が宋を對等に扱っているように述べる、金を「中國」としない、という程度だが)も見られ、歴史上の金宋關係の厳しさに比べればやや和らげて描かれていることになろう。

〔于〕は、〔熊〕の粗筋を概ね繼承しつつも、最も屈辱的な汴京陥落・二帝北狩の情節を削除し、金が宋康王を冊立した記事・宋が臣を稱した誓表も載せない。〔熊〕で宋が「大金」を稱した例に對應する箇所を「〔熊〕／〔鄒〕／〔于〕」の順に挙げると、「大金人馬(2-11)／金兵／金人」、「大金通問使(3-21)／(同)／(削除)」、「大金人馬(4-37)／金

人／大金人馬』、「大金(5-44)／金主／金』、「大金皇帝(2-15)／(同)／金人』、「大金皇帝(3-22)／(同)／(削除)』、「大金皇帝(4-29)／(同)／金虜」となり、〔鄒〕でやや減らされた地の文や宋側の発言に含まれる「大金」は、〔于〕では一例を除き抹消され、時には「虜」の語が付け加えられてさえている。一方、金側が稱する「大金」は、〔鄒〕ではほぼそのまま、〔于〕では一部削除されているが、多くはそのままである。例228、例229など「北國皇帝」「金國皇帝」の語を〔鄒〕はほとんど継承するが、〔于〕はこれらの用例の集中する二帝北狩の情節を削除するほか、例230を「虜既幽辱二帝」(〔于〕1-3)に變えている。例231、例232、例233は、〔鄒〕は継承しているが、〔于〕はそれぞれ「金人』、削除、「金虜」とする。例234は〔于〕で「金主」に、例235は〔鄒〕で「金國熙宗』、〔于〕で「金虜」に、例236は〔于〕で「皇帝」を削り「金國」のみとしている(ここの秦檜の語は『奪秋魁』6にも採られている)。例238、例239も、〔鄒〕は継承するが〔于〕は削除している。地の文で金帝の廟號を稱する箇所も、〔鄒〕ではおおむね継承されているが(「金主」に作る例が6-50に見える)〔于〕では削除されるか(4-29)、「金主」「虜主」「金人」に書き換えられている。

〔鄒〕は、〔熊〕の、金の優位を示す記述を隨所に持ち、金宋双方の皇帝を「皇帝」の稱や廟號で呼ぶ、どちらを正統とするかはっきりさせない構圖を(わずかながら「矯正」しつつも)ほぼ継承するが、〔于〕は「傳統的」華夷觀にそって、宋のみを正統とし、金を「上國」としたり、金帝を「皇帝」や廟號で稱したりする箇所を(金側の自稱をも含め)削除・矯正し、宋側の正統性を傷つける二帝北狩の情節・誓表等を削除して、宋の正統性を保護・強化する方向性をもつ。〔于〕の叙述スタイルでは、宋側に立ち、宋側に立つ以上、「宋・皇帝、帝、廟號／金・金主、虜主」という非對称なフォームが貫かれることになる。

戯曲テキストの場合、取材する故事によって宋金関係をどの程度扱うか、かなり差がある。

『東窗事犯』は短く、また岳飛の苦訴をメインとしており、岳飛が金と大いに戦ったと述べているということ以外、宋金関係への言及は多くない。岳飛が金を「例240小國偏邦」(1【賺煞】)とする一方、「例241大金國四太子」(1)、「大金家」と稱する(3【絡絲娘])のが見える。『岳飛精忠』は宋・金軍の戦いがメインで、宋將は金への敵愾心をあらわにしており、「例242兀那二將、量您是小邦之徒、焉能侵大國封疆。」(楔子・岳雲白)、「例243番兵人人英勇、箇箇威風、……實有併吞大國之志(1秦檜白)」、や「欺凌大國」(1張俊白ほか。決まり文句でよく用いられる)などの例も見える。一方、「大金兵」「大金家」などをたびたび用いており、第一折劉光世下場詩や第三折劉光世白にも「大金」が見える。「例244俺俺俺直殺的潑匈奴鬼哭神嚎、大金家人亡馬斃。」(2【梁州】)、「征伐大金」(1

李綱白)などが典型的であるが、金への敵愾心と「大金」の語は兩立するものようである。また、「大宋家」(1兀朮白、楔子・粘罕白)、「大宋」(1兀朮下場詩)、兀朮が拐子馬を自慢して「例245休說是大宋之兵、就是太行山也衝開一半。」と述べる(3兀朮白)など、金側が「大宋」と稱する例も見える。

宋側が金を「小國」「小邦」とし、自らを「大國」としつつも、どちら側からも「大金」「大宋」と呼びうる『東窗事犯』『岳飛精忠』のフォームは、ちょうど〔熊〕と共通し、歴史上の宋金間の公式文書の非対称なあり方に比べれば、やや「矯正」された呼び方とも言えるが、むしろ、これら成立時期のやや古いテキストにおいては、「大金」「大宋」の稱は二字併せて一つの固有名詞といった感覚で、支持するとか讃えるといった意味は稀薄だったと解釈すべきだろう。宋/金をきっちり區別して、「我が方」は「大」をつけ、相手にはつけないという非対称なフォームをとるのが標準、といった規範は無いと言えよう。

こうした用法は、『東窗記』では稀になり、宋側から金を「大金」と稱する例は、秦檜・王氏が使うものを除くと少数となっている(「例246這大金呵、棄韜重奔走、笑蠢爾甚強逆亂天時。」(9【五馬江兒水】)、「例247秦檜你懷奸通大金人極計生。」(23【楚江岸邊】)等)。それに相應してか、金側が「大宋」と稱する例も少ないようだ(現在筆者が把握しているのは、「例248與大宋岳飛交戰」「例249着一精細之人送去大宋秦檜處」(11兀朮白))。『精忠記』では、『東窗記』の例246が「棄韜重奔走去、蠢爾堪笑逆亂天時。」(9/8【五馬江兒水】)となって「大金」が削除されており、(ただし秦檜夫妻の使う例は増えている)、宋側の「正面人物」が金に「大」を冠して呼ぶことを避ける傾向が強まっている。『精忠旗』、『續精忠』、『奪秋魁』、『牛頭山』、『如是觀』にも「大金」が見えるが、いずれも金人或いは秦檜夫妻、万俟卨、杜充など金に阿る者の発言で、「正面人物」が「大金」を採用する例は見られない。金側が「大宋」と稱するのも、上述の、瓦里布が「南朝」「南宋」「南國」「南漢」と共に用いている例(『奪秋魁』6)がある程度である。

また、金側が宋を「南朝」と稱する例も、『東窗記』(『精忠記』もこれを繼承し、また「南蠻」を「南朝」と改變して増加させている)、『精忠旗』、『牛頭山』、『奪秋魁』、『如是觀』、『説岳全傳』に廣く見られ、用例も多い。『精忠旗』では、河北の父老が岳飛を引き留めようとして現状を説明し「我每久陷北朝」(15)と言う例のほか、「例250這是俺北朝郎主福分廣」(29【意不盡】兀朮唱)のような、金側または王氏や秦檜等金に近い者が「北朝」を稱する例も見られ、『牛頭山』、『如是觀』なども宋側が「南朝」を稱する用例が少なく、金側または秦檜夫婦などが「南朝」と稱する用例が主となっているので、(正史に見られる現象とは逆に)「金側は對等を装おうとしているが、宋側はあまり認めていない」かのようになさ見えしてしまう。いささか「華夷觀」にそった「矯正」が施されていると言えようか。

『説岳全傳』にも「大金」の語は多く見られるが、大部分は金人またはそれに歸降する者の發言である。宋側が「大金」を用いるのは筆者が把握している限りでは四例で、潞安節度使陸登に探子が報告する(15)・岳飛に探子が報告する(33)・邊關から朝廷への上奏文(74)でいずれも「大金國」を、地の文で「大金四太子兀朮」(27)の語を用いている。これをどう見るか微妙なところだが、「金邦」「金國」の用例が非常に多いこと、「大宋」も多く見られるが全て宋側からの呼び方であること、「南朝」は地の文・金側・宋側からいずれの用例も多く見られるが、「北朝」は見られず「番邦」を使う、という興味深い非対称な布置もあること、等から考えると、「宋側からは大金と稱さない」「大をつけるのは支持を表す」という規範自体は内在しており、ただし完全には徹底していない、と解釋するのが妥當と考える。上述したように、『説岳全傳』は、かなり「民衆的」と稱しうるテキストである。(だからこの四例のような「不徹底」が生ずるとも言えるのだが、むしろ) そうした通俗的なテキストにしては、(4.3. で述べた、忠義に關わる點と同様) かなりきちんと規範が浸透しているように思う。

以上、戯曲の『東窗記』、『精忠記』以降、および『説岳全傳』では、宋側から・地の文は「宋・大宋/金」、金側からは「宋/大金・金」といった配置に変更されるとまとめられよう。この現象は、「金の優位をなるべく抹消し、宋を中心とし、その正統性を強化して、傳統的華夷觀にできるだけ沿った記述になっている」という意味のほか、もう一つ重要な側面がある。このフォームは、宋・金それぞれが各々の正統性を主張しあって張り合っている形になっており、各々の話者はいずれかを選択しなければならない(両方に「大」をつけることはできない)。そうした布置は「大」に支持・正統性の承認といった意味を帯びさせることになる。「我が方」と相手方をきっちり區別し、相手方には決して「大」を冠さない(冠することはそちらへの肩入れ・内通を示す)、という非対称な形を「標準」とする規範が生じている。この、二つの政權を平等に見、述べることを許さない、どちらかを選択しなければならないという規範は、中國の古典的文章には廣く見られる(この問題はいわゆる「正統論」<sup>64</sup>と深く絡んでいる)。(熊)や『東窗事犯』『岳飛精忠』の、どちらも互いに「大」を冠して呼び合うことがある、(ほぼ)同格での併存を認める記述は、こうした標準的な規範をいわば「逸脱」した姿なのだが、(于)のような高級化・規範化したテキストだけでなく、『説岳全傳』のような、ストーリーや(白話/文語という基準での)文體などの點からは通俗的・庶民的と言える英雄傳奇小説にも多少の綻びは見せつつも浸透している點が注意される。

なお類似した現象として、『水滸傳』の、古い版本の「大遼」(容與堂本等)「遼國」(百二十回本など不分卷系諸本)の改變が指摘されている<sup>65</sup>(清水1990:268)。

また、宋・金皇帝の呼稱について見ると、戯曲テキスト・『説岳全傳』では、(熊)に

は濃厚に残っている「屈辱的」状況への言及がなく、ただ金側が侵攻してくる・或いは金を攻めるといった場面が繰り返される。金の皇帝は登場せず、言及されること自体が少ないこともあり、金帝を「皇帝」の語で稱するのは、例236の〔熊〕を引用した『奪秋魁』6の秦檜白のみのようである。

それに代わる金帝に対する稱として「郎主」がある。(この語は史書でも、宋側の史料にはままた見えるが、『金史』には全く見えない)、『岳飛精忠』(「見今郎主阿骨打稱帝」1兀朮白)、『東窗記』(「俺郎主」11兀朮白)、『精忠旗』(例250)等に見えるが、『説岳全傳』において大々的に使用される。ここでは兀朮も「狼主」「四狼主」と呼ばれており、金皇帝は「老狼主」と呼ばれている(用字にもある種の意圖が感じられるが、それはさておく)。一方、宋の皇帝は金側からも「宋朝皇帝」と稱される。例えば兀朮が部下に「直待拿了宋朝皇帝方才收兵」と命じる(『牛頭山』6)例や、『如是觀』6で、二帝が捕えられて小番から金の皇帝の命令が伝えられる場面(「南朝皇帝聽着」)皇帝と聞いて小番たちが見物に集まってくる場面(例251「(付)來的蠻子是誰?」「(丑)是宋朝皇帝、要見四太子的。」「(付)呀、這是皇帝麼?」……「(付)我每去看皇帝。」「(生)者、瞧皇帝。」「(丑)煞、站好。」「(付)哦、這是老皇帝。」「(丑)者。」「(生)那是個小皇帝。」「(丑)者。」)など、敬意のカケラもない扱いではあるが、呼稱自体は「皇帝」である。これらのテキストにおいては、「宋 - 皇帝、天子 / 金 - 郎主、狼主」という明確な区分がなされている。注意されるのは、宋を正統とする史書の規範的フォームでの、金の扱い(「金主」と稱し帝と稱さない等)は、例えば、『資治通鑑』における三國時代の蜀・呉の扱い、五代の南漢・南唐等の扱いに準ずる、つまり(今でいう)国内地方政權と同じ扱い(契丹も同じ扱いだが)で、そうした叙述の形式上は特に華夷の別はないのに對し、「宋 - 皇帝、天子 / 金 - 郎主、狼主」は、國家の相違に華夷の別を重ね合わせた稱であるという点である。「郎主」は遼、金といった北方異民族の長であれば(それぞれの民族や時代の相違に関わらず)稱し得、漢族政權の長(という呼び方の違和感!)に冠することは決してない。「郎主」は「皇帝」とは「別モノ」であるという質的差異・異質性を強く印象づける用語であり、言説布置である。「大宋・南朝 / 金・番邦」の對照と相俟って、ここでは金側が何の疑問もなく「夷」として位置づけられている。

以上、史書の記述を大幅に取りこんだ〔熊〕では、金の優位を示す叙述が隨所に存在し、一方、宋・金帝とも「皇帝」號や廟號で記述し、南朝・北朝の語を使い、相互に「大宋」「大金」と「大」を冠して呼ぶ用例があるなど、やや(金と宋が對等に見える程度に)華夷觀にそった「矯正」がなされていると見ることができる。こうした構圖は〔鄒〕では微妙な「矯正」を経ながらもほぼ繼承されるが、〔于〕では宋を正統とし金を夷狄とする立場から、かなり徹底した改變が行われている。

戯曲テキストのうち、早期の『東窗事犯』『岳飛精忠』などでは、やはり相互に「大宋」

「大金」と呼ぶなど、〔熊〕に近い、両者が對等な並立する政權として讀者に映るような記述となっているが、『東窗記』以後のテキスト・小説『説岳全傳』では（テキストごとにやや差異があるが）、宋側の人物（・地の文）は金に「大」を冠さず、金側の人物は宋に「大」を冠さず、宋側は南北朝の稱をあまり使わず、金側は頻用し、宋の皇帝は「皇帝」、金の皇帝は「郎主・狼主」と稱するなど、讀者には宋が中心・正統、金が下位の夷狄として立ち現れるような言説布置となっている。

#### 5.4. 「所屬」の變更・多民族的構成

5.1.4、5.1.3で論じた問題に関してはどうであろうか。

史書の記述を大量に取り込んでいる〔熊〕では、金將が宋に降る・宋將が金・齊に降る等、將兵が所屬を變える・變えようとしたという記述が少なくない。

例181 宗澤は西安橋で計をもって粘没喝を破り、王策を捕える。宗澤は「公乃遼之大臣、非胡人哉」と言つて禮遇し、二帝の消息を尋ねる。(2-17)

のほか、例182は(3-24)に、例184は(7-58)に、例185、例186は(4-31)に、多少語句を變えて登場しており、李世輔の話もだいが潤色されている<sup>66</sup>が、以下ようになる。

例252 李永奇・李世輔父子は延安が陥ちた時兀朮に歸順したが、内心では機會を見て歸朝することを願っていた。李世輔は撒離喝を捕え歸朝しようとしたが、兀朮の兵に追われ李永奇ら家族を殺され、夏國に投ずる。李世輔は夏主のため、酋賊青面夜叉を討つて兵を借り、延安を取つて宋に獻じようとするが、延安は和議によりすでに宋のものとなっていた。李世輔はそのまま宋に投じ、止めようとした夏の臣王樞を捕え、怒つた夏主が差し向けた夏兵を退けた後、以前の恩を思い、王樞を歸國させる。のち李世輔は忠勇を認められ、高宗に謁見して爵祿を受ける(6-51、52)。

すなわち〔熊〕では、「所屬」の變更が比較的容易に行われる、史書に見える状況を概ね留めている。また、主として史書からとつた箇所だが、金軍が女眞・契丹・渤海・漢兒等、多様な人々から成っていることが知られる記述が隨所にあり、漢族くさい名の金將、明らかに契丹や女眞の姓であるが宋に降つた金將などの名が混在するため、やはり多民族的構成と、その往還のしやすさが印象づけられることになる。人々の民族的カテゴリーの境界と國家の境界とは一致せず、また人々と政權との関係はかなり柔軟で變更可能なものとして立ち現れることになる。

これに對し、戯曲テキストでは、「所屬」の變更に関するこうした柔軟さがなく（もちろん、金との抗爭を扱わない作品も含まれており、そこでは「所屬」の變更がストーリー上生じにくい譯だが）、『牛頭山』では、金に投降・内通した杜充・黃潜善は徹底的に悪く描かれ、杜充は岳雲に殺され、黃潜善は、「例253 奸臣太不良、賣國圖榮顯。顛倒誑天朝、惱得我氣忪心煩、也怎繞殘喘。」(11【撲燈蛾】)と怒つた兀朮に處刑されてしまう。宋から金

への投降・内通は、〔熊〕のように「よくあること」ではなく、兀朮から見ても「けしからん」こととして描かれている。

『説岳全傳』でも、〔熊〕のように金將が宋に歸降して宋のために功勞をたてたりする記述はでてこない。この点では、楊么との戦いで楊么の將が續々と歸降して岳飛らと結義し、金との戦いで重要な役割を果たすのと好対照である。また、宋から金へ投降する劉豫、杜充は徹底的に悪く書かれ、劉豫は兀朮に處刑され(33)、杜充は呼延灼に殺される(36)(そもそも兀朮は奸臣が嫌いという設定になっており、投降者を用いることに積極的でない)。岳飛の麾下や、そのほかの肯定的に描かれる人物の部下が(作戰としての偽降以外で)金に投降したり、投降しようと思ったりする記述はない。また、

例254 金營で秦檜が王氏に、金に降って北行するか、二帝について宋に戻るか相談する。「一心降順金邦」という選擇肢について、王氏は、「你若一心降順金邦、少不得從他北去、和你皆爲夷狄、不能見故鄉親戚了。」と言う(『如是觀』5)。

では、所屬の変更は「夷狄となる」ことと述べられる。おそらく、髪型・衣服(に象徴される「禮」)を金の方式にすること(左衽)が「夷狄になる」と認識されるのだろうが、このような、「宋/金」と「中華/夷狄」を重ね合わせて、「夷狄となる」と認識し、それを嫌がる心情は、〔熊〕で金に降る將兵たちには稀薄なように思われる。

また、同時代史料や〔熊〕では「契丹」「奚」「渤海」「女眞」などと表示される多様な種々の「人々」のカテゴリーが、戯曲テキストや『説岳全傳』ではいっしょくたにされ、その相互の差異が無視されているのが目につく。脈望館雜劇の場合、『岳飛精忠』でも、遼との抗争を扱った楊家將ものの雜劇でも、狄青の西夏攻略でも、同様の呼稱が使われ、番將や番兵が使う胡語(弩門、速門、哈喇、打刺孫、撒因など。一般にはモンゴル語に由来するとされる)や韻文も共通のものが多く。また、兀朮以下の金將とその麾下の「番卒子」のいでたちは宋側とは明らかに異なり、かつそのほかの劇に登場する遼將・遼兵と共通している(この傾向はさまざまな資料によく見られるもので、珍しくはない。古典文では「匈奴」の語を金やモンゴルを指すのに用いる、等の用法があるが、こうした用法が可能なものも、それらの差異を認識しようとしなない、「いっしょくた」な認識の一端といえる)。また、戯曲テキスト・『説岳全傳』いずれも、金將や金兵は(史書に見えるものもデタラメなものもあるが)あからさまに 異民族らしい名を持っており、讀者にとってはどの人物がどちらに属しているか、簡単に判別がつくようになっている(そうでない人物は宋に歸屬すべき人物であり、結局宋に歸降する。例300参照)。すなわち、宋・金の間には超え難い溝があり、「本來」の所屬を離れて(ということは、ある人がどちらに歸屬すべきか予め決まっていると観念されているということだが)それを超えることはどちら側からも「惡」とされる。かなりはっきりとした境界線が前提されており、それは宋・金という 國家の境界線である



と同時に、「番」を われわれ から区別する境界線と言えよう。

### 5.5. 彼ら に與えるラベル

そうした「われわれ でない(北方の/西方の)人々」をまとめて呼ぶ、民族的呼稱をざっと見ておこう。最もよく使われる呼稱は「番」(「北番/西番」「番兵」「番將」「小番」...)で、ほかに、「胡人」「胡虜」「胡兒」「胡塵」など、「胡」系などがポピュラーである。

「醜虜」「金虜」など、「虜」系は、〔熊〕『岳飛精忠』にも見られるが、『東窗記』に「北虜」「逆虜」等含め多く見られる。また、『精忠記』でも、『東窗記』で「金人」と作るところを「虜人」に(12岳飛白)、「金國」を「金虜」に(35【風入松】)、「胡虜」を「醜虜」に(4下場詩)等、より頻用され、より過激になっている。『如是觀』でも、「醜虜」「虜穴」「虜庭」「胡虜」等が頻見する。

古典的な「夷狄蠻戎」系の語は、やはり、上奏・詔勅の引用や詩、岳飛が將兵に訓示を與える際など、やや硬い言い回しの中で使われる。〔熊〕で多数、『岳飛精忠』、『東窗記』、『精忠記』等にも見られる。岳飛が金將を「勤不盡胡蠻」と罵る(〔熊〕1-15)、「例256掃蠻夷、定四方」(『岳飛精忠』4【得勝令】)、「例257蠢爾蠻夷肆行不道、腥羶我中夏、汚染我皇朝。…掃清夷虜之塵。」(『東窗記』7岳飛白)等。『如是觀』には例255のような例があるが、さほど多くなく、『説岳全傳』でも、金を指す語としてはあまり用いられていない。やや文語的ということかもしれない。

「匈奴」は『岳飛精忠』に見えるほか、岳飛「滿江紅」詞の引用(「渴飲匈奴血、飢餐胡虜肉」)で〔熊〕、『東窗記』に見える(例48)。「滿江紅」詞のこの句は、多数のテキストが引いているが、『精忠記』では「渴飲月支血、飢餐胡虜肉」、『精忠旗』では(埋木改變のため)「飢餐金人肉、渴飲金人血」、『如是觀』では「渴飲刀頭血、飢餐胡虜肉」となっている。また、「單于」が『精忠旗』、『奪秋魁』にも見える。このほか、「奴」系としては、〔熊〕に「番奴」「賊奴」「羯奴」等が頻見し、『岳飛精忠』に「野奴」(「例258金虜乃野奴無姓〔性〕、何足道哉」(3岳雲白)等)が見えるほか、『説岳全傳』では「番奴」「賊奴」「羯奴」「狗奴」等がしばしば見られる。

北方民族 の羊を食べる習慣・においに注目した「腥羶」「羯」「臊」系の語では、「腥羶」が、〔熊〕に「例259中原士民淪于腥羶」(7-64、韓世忠上奏)など少数、『岳飛精忠』例43など少数、『東窗記』にも少数見られる。「羯」「臊」系としては、「胡羯奴」「臊羯奴」が〔熊〕に頻見するほか、『精忠記』では、『東窗記』にない、「羶羯狗」なる罵詈(例77)が見え、「例260豪傑望風皆順」(『東窗記』18【玉交枝】)が「羶奴望風皆逃遁」(16【玉交枝】)に改變されているなど、この系統をやや強化している(これは明末によく見られる過激化の方向である)、『牛頭山』には「例261掃蕩腥羶」(2【紅繡鞋】)等、少数見え

る。『如是観』では「腥羶」「羯」「臊」系が他のテキストに比べずっと多い。李若水、岳飛が「騷〔臊〕羯狗」と金人を罵るほか、「例 262 屈膝羶羊」(4【紅衫兒】)、「例 263 我每百姓自遭靖康之亂淪于左衽、哭不可言、幸得岳老爺提兵恢復得脱腥羶以見天日」(18百姓白)等の例がある。出陣前に岳飛ら諸將が「例 264 我借你羶狗當我犧羊」(15【喬合笙】)と唱うが、『説岳全傳』39では実際に王貴・牛皋が祭祀のための羊・猪を調達するよう命ぜられて「番兵」を代わりに供している(直接この部分から影響を受けたかはわからないが、同根の發想に出るものといえよう)、『説岳全傳』では、「騷〔臊〕羯狗」などが見えるが、多いとは言えない。

また、『如是観』には、他の戯曲テキストには見えず(少なくとも筆者は把握していない)〔熊〕にも多くない(その中では詩や上奏文の引用等の例が多数を占める)「犬羊」の用例も少ない。岳飛が「例 265 汝等犬羊之類」(21)と金人を罵る、兀朮の和議の申し入れを拒否して「例 266 我岳飛清白傳家忠孝自居(?) 焉肯忘君父之仇受你那犬羊之賄」(24)と言う、等の例がある。

「酋」の語は、用法にある種の斷層が見える。『東窗事犯』、『岳飛精忠』に見えず、〔熊〕では、「酋賊」「酋衆」の語が、例 253 の情節の中で、夏國の賊青面夜叉を指して用いられている。「諸酋」が金の各將を表す場合もあるが(6-55)、楊么の諸將を指す場合もある(5-42)。「虜酋」もあるが、上奏文・詩などで少数である。明末に頻見する用法と重なる用例は、『東窗記』以降のようである。『東窗記』には、「金酋」が多数見え、『精忠記』は『東窗記』中の「金人」を「金酋」に變えたり新たに増加させるなどして過激化の方向が見える。『續精忠』に「金囚」「囚首」の表記で二例見え、『如是観』には多数の「金酋」が見える。『精忠旗』、『牛頭山』、『奪秋魁』、『説岳全傳』には見えないようである。

テキストごとに見ると、一通りの語彙は〔熊〕『岳飛精忠』で出そろっているが、『東窗記』『精忠記』で「虜」系を中心に嫌惡感をあらわにする語彙が強化され、「腥羶」系や「犬羊」なども含め過激な語彙が最も多用されているのは『如是観』と見ることができよう。『續精忠』『奪秋魁』にこうした語彙があまり見られないのはストーリー上の理由が主と思われるが、『精忠旗』に「胡」系、「虜」系、「夷狄戎蠻」系、「奴」系、「腥羶」系等が見えないのは、恐らく統制を考慮した埋木改變等によるものであろう。

「敵」「敵國」「敵兵」で金を指すのは〔熊〕に見え、『東窗記』にも少数あるが、大量に見えるのは『精忠旗』であり、ほかに目立つのは『續精忠』、『牛頭山』である(『續精忠』では秦禧<sup>マ</sup>の軍、或いは秦禧の軍から宋軍を指しても用いる)、『説岳全傳』、『如是観』には見えない。「過激」な用語(「犬羊」など)の分布と基本的に對照的になっており、『精忠旗』では埋木改變に見える箇所もあるので、『精忠旗』(及び『續精忠』『牛頭山』も?)については、上記の過激な用語の代替として用いられたために、こうした分布の偏りが起きていると考えられる<sup>67</sup>。

語彙自体は多岐にわたり、そのニュアンスや分布は微妙な相違を示している。しかし、以上に挙げた語彙はいずれも、女真・契丹・奚等々の民族的差異には留意せず、それどころか漢代の匈奴にも、元・明代の韃靼(モンゴル)にも、明末の満洲人にも適用しうる(もちろん『如是觀』等の作品では、金と、後金・清とを重ねあわせることが初めから意圖されているわけだが)。これらのテキストでは、「番」「夷狄」の多様性は抹消され、「金/宋」の境界線が「番」とそれ以外の人々の境界と重ねられてしまい、われわれと異質で彼らどうしは同質な「番・夷狄」カテゴリーが産出されている。上記の多様な語彙は、そのカテゴリーをどのようなものとしてとらえ、印象づけるか、またどの程度、どういう観点から「貶める」か、といった点では異なるが、境界線自体は共有され、その境界線を強化し、かつそのカテゴリーを超時代的なものとしてイメージさせる機能を果たしている点は共通している。

同時代史料から読みとれる状況と似た印象を與える〔熊〕に對し、戯曲テキスト及び『説岳全傳』では、各國家の多民族的構成を示す記述が消去され、「金」は、名前もいまだちも宋治下の人々とは異なる「番」人たちから成り、「宋」にはそうした「番」人たちは混じっていないというイメージが強く打ち出されてくる。「漢兒」カテゴリーも見られず、金治下に、宋治下の人々と文化的に類似する人々が多数いるという認識は得にくい。契丹風や女真風の文化をとりいれ、いささか契丹や女真に似てしまった宋治下の人々の存在も當然ながら見られない。例181'(遼の大臣は胡人ではない)のように、常用されている境界線とは異なる境界線が引かれている例も〔熊〕にはあるが、こうしたズレ・揺れもほとんど見いだせない。國家の境界は、「番」とそれ以外の人々との境界と重ね合わされ、時には「夷狄」のラベルがそれと重ね合わされる。境界をはさむ二つのカテゴリー間の異質性と、各々のカテゴリー内での同質性が強調され(例えば契丹と女真、渤海等の相違は無視される)、その境界線を超えて「本来の所屬」を離れることが厳しく批判されることにより、その境界線は明確でかっきりとしたものとして讀者の前に立ち現れ、このカテゴリーが超時代的で「本質的」なものであるかのように思わせるのである。

#### 5.6. 「まつろわぬ者」の分割

「0」で見た傳統的世界像モデルからすれば當然のことであるが、國內秩序と國際秩序は連続的であり、(近代式に言うところの)異民族の侵略と、國內の叛亂は同じように語られ、扱われた、ということもよく指摘される。この点は岳飛故事の通俗文藝にもよく出ている。金を指して「金寇」「虜寇」「番賊」「賊寇」「妖氛」等とも呼び、兀朮を「兀朮賊」「賊」、金兵を「賊兵」、金將を「賊將」と呼び、その勢いが盛んなことを「猖獗」、

金を討つことを、「征伐」「掃蕩」「勦除」と呼ぶ等、盜賊・叛亂を扱う時と同じ語彙が多く用いられ、それらとの境界が曖昧に感じられる。というより、中國の「傳統的」世界像モデルからすればどちらも同様に天子にまつろわぬ者、教化の至らなかった者であり、近代のnation stateを前提とした視線が、それを「異民族の侵略／國內の叛亂・盜賊」に分割したと言うべきだろう。

ところで、その「異民族の侵略／國內の叛亂・盜賊」は前近代においては完全に混淆しており、境界はないのか、或いはその境界の曖昧ぶりが、どのテキストでも均一かというところでもない。(例えば、「收捕」は普通後者にのみ用いるようである)。

『東窗事犯』では、「例267俺與你掃除妖氣、洗蕩妖氣」(1【混江龍】)が國內の叛亂・盜賊と金、どちらにも受け取れる(どちらをも指しているかもしれない)例がある。

『岳飛精忠』では、上記の語彙のうち、「虜寇」「妖氣」「猖獗」を除いて、〔熊〕も、上記の語彙のうち、「妖氣」を除いて、ほとんどがほぼ出そろって多用されており、「境界の曖昧さ」が示されている好例である。〔熊〕では、上述のように、「敵」「酋」も両方に用いられている。

『東窗記』は、金を指して「寇」「妖氣」という例は見あたらず、「賊」も秦檜等奸臣を罵る際に使う用例が多い。「胡賊」「統兵討賊」「強賊未滅」など「賊」の語や、「敵」で金を指す例も見られ、その勢いが盛んなのを「猖獗」、それを討つのを「殄滅」「掃蕩」「勦」(「統兵勦虜」)等と稱するなどの例も見られるが、数はあまり多くない。『精忠記』では、その少ない例のうちの一つを「金國」に改變しており(「例268統兵討賊」(16道月白)「統領大兵與金國交戰」(14道月白))、「分割」への志向が見えるといえるかもしれない。

『精忠旗』は、上述のように金を指して用いられる大量の「敵」と、大量の「賊」、少数の「寇」が見え、それらには埋木改變の跡が認められるものもあり、「過激」な表現の代替としてこれらの語が採用され、結果として曖昧化をもたらしていると言える。金に関わる表現に「猖獗」「勦」などがなく、「盡掃妖氣」も二例ということから考えると、本来は(『東窗記』、『精忠記』の延長で)「分割」志向の言説布置を取っていたかもしれない。

『續精忠』も、金を指して「敵兵」「敵人」「賊」「寇」がよく用いられ、「妖氣」も見える(「例269忠魂顯聖親自殄妖氣」(1【滿庭芳】)、「例270今葬妖氣盡」(5岳飛等上場詩)、「例271掃蕩妖氣扶國運」18【玉春樓】)等)。一方、叛亂・盜賊を指す「賊」「寇」「妖氣」も當然見える。「例272統領熊罷誅不順、妖氣盡掃息烽煙」(21岳雷・岳電念)、「例273蕩寇除妖、須把賊巢盡掃」(21【喜遷鶯】)等は秦檜らの叛亂軍をさしている。牛皋が嶺南王を名乗り、「例274俺現有精兵數萬戰將千員、殺入臨安、把秦檜碎屍萬段、方快我意。(唱)俺驅着貔貅萬郡、終有日殄妖氣。」(10【風入松】)と言うなど、何を指しているか斷言し難い(文脈からすると秦檜かと思われる)例もある。ここでは「掃盡」「掃蕩」「猖獗」も兩

方を指して用いられており、曖昧度がやや高いテキストと言える。

『奪秋魁』ではストーリーの関係もあり、「賊」「寇」を以て金を指す言い方はあまり見られず、楊么をはじめとする国内の盗賊・叛亂か、「賊」はむしろ君主を裏切る奸臣（秦檜ら）に用いられている。「四海妖氛盡掃」（19【歩蟾宮後】）は楊么征討が成り、歸還したときの歌なので實質的には楊么征討のことを指していると解釋すべきだろう。強いて言えば、母が岳飛に刺青をする時の「例275掃盡妖氛賀聖朝」（4【剔銀燈】）の「妖氛」が抽象的に金も含意していると考えられるのが擧げられる程度である。

『牛頭山』でも、「賊」「寇」を以て金を指す言い方はあまり見られず、いわゆる国内の盗賊・叛亂（「水寇楊么」15）か、「賊」はむしろ君主を裏切る奸臣（黃潜善、杜充ら）に用いられ、金を指しての用法はないようだ。「金」を指す語としては、「敵」「敵人」が見られ、「妖氛」「妖孽」（岳飛が出撃に当たり諸將に訓示して「例276掃盡妖氛、屠窮醜類」（21）と述べる、等）の例もある。

『如是觀』では、「賊」「寇」は、金を指しても用いられる（「肩挑賊首淋漓血染沙場」（15【越恁好】）、「誰憐百姓苦、賊寇一年留。」（18百姓白））が多くなか、「賊」は、「奸賊」「賊臣」など、秦檜ら朝廷の奸臣を指して使われる例の方が多い。「敵」「妖氛」は見られないようである。

『説岳全傳』では、「賊」は盗賊・国内の叛亂、秦檜ら奸臣、金、いずれを指しても用いられる。頻度はこの順である。「寇」は盗賊・国内の叛亂が多く、金を指す用法は少ない。「妖氛」はないようである。また、「勦」は叛亂の平定（「例277征勦鄱陽湖水寇」（30）等）、「掃」は金の征討（「掃北」、「掃金兵」等）といった區別があるようである。

以上、〔熊〕『岳飛精忠』の段階ではかなり混淆した状態にあり、境界が曖昧であるが、『東窗記』、『精忠記』と明末に向かって、「異民族の侵略／国内の叛亂・盗賊」は、用語が區別され、分割されてゆく傾向がうかがえる。『精忠旗』の明末刊本がもし残っていれば、或いはそうした傾向が強く出ていたかもしれないが、現在見られる改変を経た清刊本は、代替語として「敵」「賊」「寇」「妖氛」が用いられているため、結果としては境界が曖昧な布置におさまっている。清鈔本の戯曲テキストのうちでは、『續精忠』が同様の曖昧さを見せているが、『牛頭山』、『奪秋魁』、『如是觀』は分割に傾いていると言える。また、これらのテキストでは、「賊」は、奸臣を指す用法がより優勢となっている。『説岳全傳』でも、「賊」は金に対しても用いられるものの、「異民族／叛亂・盗賊」に関わる用語はかなり使い分けられており、境界線は相當明確となっている。テキストの「規範化度」にもよるが（『續精忠』は忠義に関わる叙述でも「規範化度」がわりあい低い）、清朝の統制の問題がなければ、或いは「明後期以降、時代が降るにつれ、『分割』される傾向が強まる」と言えるかもしれない。

### 5.7. われわれ の成立？

5.2. では、岳飛故事の通俗文藝においても、近代の「漢族」にあたるような われわれ カテゴリーはあまりはっきりしておらず、「宋」のような朝廷・皇帝を核とした政權との関係を表示することによって自ら・「我が方」を表す述べ方が主流であることを論じた。しかし、それ以外の述べ方が皆無なわけではなく、またテキストによっても様相が異なる。

「ある地域(出身)の住民一般」を表すには、「宋」のような「皇帝を核とした政權としての國家」の意味を多分に引きずる語彙よりも、例えば「南/北」を利用した言い回しの方が、用いられやすかったようで、「南人」「北人」の稱は〔熊〕を中心に、わりあいよく見られる。呉璠と金將撒離喝の戦いで「例278撒離喝亦因北人不服水土」(〔熊〕4-35)とあり、例212では、河南の民の秦檜を恨むせりふの中で、自分たちを「南人」と表現していた。兀朮を破って汴京を恢復し、五國城に二帝を迎えに行った岳飛が、道士のなりをしている徽宗に「例279老道、我是南方人」(『如是觀』27)と呼びかける、という場面も見える。一方、岳飛が江西の賊曹成を討った際、曹成の手下が曹成に、「例280北人不服水土」(〔熊〕4-33)と言う場面があり、ここでの「北人」は岳飛らを指している。

「南/北」というと秦檜の言が有名で、岳飛故事に取材する複数の戯曲・小説が引いている。もともと、建炎四年、秦檜が歸朝して高宗に謁見した際の上言として「如欲天下無事、須是南自南、北自北」(『建炎以來 年要録』卷三九、建炎四年十一月丙午)が記録され、また、紹興二年に秦檜がいったん宰相を罷免された時期の記録に「上乃召兵部侍郎兼直學士院綦密禮入對、出檜所獻二策、大略欲以河北人還金、中原人還劉豫、如斯而已。上謂密禮曰、檜言南人歸南、北人歸北、朕北人、將安歸。」(『建炎以來 年要録』卷五七、紹興二年八月庚辰)とある。寺地(1986)は、秦檜は金・宋の並立・共存をめざす天下構想を提起したもので、それが紹興二年の金宋交渉で北方からの南遷者の送還が問題になったことから、北人=河北人、南人=中原人の送還論と解釋されて罷免されたと論じている。〔熊〕では、「例281檜曰、...北人還金、中原人還劉豫、以大江險阻爲界、各守自家國土、則自然不起干戈相爭奪矣。高宗聽畢、默然良久、謂檜曰、南人還劉豫、北人還北、朕亦是北方人、將還誰家？」(4-31)となっている。

「南人」「北人」は、もとより場面により相手により、相対的位置關係を利用して稱する呼び方であり<sup>68</sup>、指す範囲もさまざまである(「金/宋」に重なっているように思われる用例もあれば、「河北/中原」を意味している時もある)。何らかのまとまった われわれの集團が指定されていて用いられるものではないと言えよう。

「中國」の語はいろいろな用法がある。古典的な、「夷狄」「四夷」と對比して使われる

用法は〔熊〕、特に上奏文などに多い。岳飛が張所に現状を批判して、「例 282 盡將中國錢糧軍民家産、而資於夷狄」と言う(2-12)等。また、「例 283 不敢輕我中國」(1-2 李綱上奏)や、金側からの稱だが例 228、熙宗が諸臣に言う「例 284 中國使臣王倫」(8-71)などは「宋の朝廷・皇帝を核とした政權」にやや重点がかかっているようにし、例 253 で李世輔が延安を取って宋に歸朝しようとし、部下に手紙を持って「報知中國」するよう命ずるのは「宋側、宋の地方官に知らせる」といった含みであろう。金の政變で宗賢・耶律徳らが「例 285 逃往中國、隱匿江湖」(8-72)したという記述では宋の疆域を指し、例 227 のような、中原地域を指す例もある。この語は分布に偏りがあり、早期の戯曲テキストには現れず、〔熊〕のほかには『精忠旗』『説岳全傳』に見え、『精忠旗』『説岳全傳』では、例 295 のように 中國 (宋?) の人々を指す例がかなりある(後述)。なお、いずれのテキストでもおおむね宋側を指し、5.1.5 で挙げたような、金・金の疆域を指す用例はあまりないようである。

基本義としては「四夷」や「夷狄」と対照して用いられ、文化的な優越を含意するとされる「中華」は、やや文言的なためか、用例は少ない。施全が秦檜を「例 286 事逆天之虜酋、居中華之左相」と罵る(『東窗記』32。なお、この例は『精忠記』では「汚中原于左衽」(30)に改変される)、岳飛が獄中で秦檜を罵る「例 287 臨安偶建牙、只爲荷香十里忘却中華、那里是宵人奸計欺華夏。」(『精忠旗』23【大牙鼓】)、二帝らが金營で屈辱をなめ、五國城への移送を前に皇太后・皇后に自殺されて例 288「説甚中華帝主」(『如是觀』11【尾】)と嘆く例などが比較的基本義に近いと言えようか。これらの例は、朝廷／國／疆域を、同時に漠然と匂わせていると思われるが、劉衍が金將を「例 289 侵擾中華」と罵る(〔熊〕2-15)、「例 290 威風大攪亂中華」(『牛頭山』3【點絳脣】)、王氏が兀朮への手紙を使者に託し「方知我身在中華幾曾忘記」と唱う(『如是觀』16【尾】)のように文化的な意味合いをほとんど帯びず、地域を意味して用いられることもある。一方、「例 291 教爾中華寸草不留」(〔熊〕2-15、兀朮が劉衍に)や、以下のように人・人々を指す例がある。

例 292 五國城に二帝を見舞いに來た人物は「看其俗貌、若漢人規模」であった。その人物は二帝に「臣本漢兒人也」と言い、宋から西夏に降り、さらに金に捕えられて降り官となった周忠の子であると自己の來歴を語り、「今爲靈州總官、臣之地方近我中國」なので「大朝」の様子をきく機会があり、復興の兆しがあるそうだと慰める。二帝は喜び、「爾既是我中華、不忘宋德而來見我、朕有一機密事與你商量。」と、康王への密詔を託す。(〔熊〕1-5)

この記事は、渡辺(1991)も指摘するように、時期・設定がややずれるが『宣和遺事』巻下<sup>69</sup>に見える。(また、例えば辛棄疾『南渡録』巻二<sup>70</sup>に見え、『宣和遺事』はこうした宋代の野史からこの記事を採用したと考えられる。〔熊〕は『宣和遺事』により近い)、『南渡録』は「我

本大宋人」、『宣和遺事』は「我本宋人」に作る。密詔を託す設定は〔熊〕のもので、「我中華」及び「我中國」の語は〔熊〕で加えられた語句である（「我中華」を〔鄒〕では「中華人」と書き變えている。「中華人」の用法は他には確認しておらず、あまり定着しなかったのかもしれない）。周某は「漢兒人」で、國家 レベルでは金に「屬」す一方、心情的な「中華」への執着がある。しかしそのことは、『南渡録』『宣和遺事』では周某自身は宋の臣だったことは恐らく無いにもかかわらず「本（大）宋人」という形でしか表しようが無く、〔熊〕〔鄒〕でも「我中國」「我中華」「中華人」と揺れており、國家 への「所屬」と異なる 民族 的要素は、意識されてはいながらも、まとまった、安定した形で確立していないといえることができる。この、まだ確立していない（「漢兒」をも含む、近代の「漢族」「漢民族」に相當するような）われわれ カテゴリーを、創出しラベルを與えるべく奮闘した結果が、この揺れなのではないか。なお、周某の心情的な「中華」への執着は、宋の二帝への見舞いという行動に結びついており、「國家」と 民族 的要素とが重ね合わされている、というか未分化であるように見えるのも興味深い。

この、近代の「漢族」に相當するような われわれ カテゴリーの存在が多少ははっきり見えるように思われるのは、『精忠旗』、『如是觀』、そして『説岳全傳』である。

例えば、『精忠旗』の、「例 293 那些天兵不好惹、中國人脆弱、如何殺得他過」（6万俟高白。「天兵」は文脈から見て金兵であろう。万俟卨の發言とはいえ、誤刻でないなら興味深い用例である）の「中國人」や、宋に戻るに當たり兀朮と別れを惜しむ王氏のせりふ「例 294 我中邦小人陰柔可笑、太子呵、你大男兒骨氣真。」（4【醉娘子】）の「中邦小人」などは、漢族（日常語の）中國人 に相當すると思われる。また、金側からも「例 295 我性直、不比你中國巧詐」（4兀朮白）の用例があり、同様の範圍を指していると思われる。

また、「中原」の語は、多くは基本義の、地域（黃河流域）を指す用法で解釋できる（例 281 の秦檜の言に出てきた「中原人」や、〔熊〕4-36 で「今之精銳皆中原人」と呂頤浩が上奏している例など）が、王氏が兀朮に媚びて言う「例 296 賤妾見中原男子都是脆弱、及侍太子始知人間有男子耳」（『精忠旗』4。ここでは「中原」は金との對比で用いられており、例えば江南人がそこから排除されるとは考えにくい）、東京留守宗澤が國を憂え病篤くなって唱う「例 297 我恨金酋猖獗肆禍殘、把中原人看得來不在眼」（『如是觀』8【紅衲襖】）、李綱が岳飛らの凱旋を迎えて念ずる「例 298 老天未絕中原主」（『如是觀』29）の句、などでは、より廣い範圍を指すように思われる。また、『説岳全傳』の、

例 299 岳飛らに追いつめられた兀朮が漁夫（實は梁山泊の阮小二の子阮良）の船に乗り、岳飛が「那漁翁聲音正是中原人、可對他説捉拿番將上來、自有千金賞賜萬戶侯封。」と説得させようとして成らなかつたものの、河心で正體を名乗り、哀願する兀朮に、「我是中原人、祖宗姻戚俱在中國、怎能受你的富貴？」と言い、新君へのみや



げにすると宣言して船を沈め、兀朮を捕える(兀朮は龍の助けにより逃げ出す)(27)。例300兀朮の子(實は養子)陸文龍に敗れて悩む岳飛のため、王佐が自ら腕を切り落とし、苦肉の計で金營に潜り込み、苦人兒の職に任ぜられ、陸文龍の乳母と會う。

王佐聽那婦人的聲口却是中國人、便道「老媽媽不像個外國人呀」。那婦人聽了此言觸動心事不覺悲傷起來、便道「我是河間府人」。王佐道「既是中國人、幾時到外邦來的」。那婦人道「我聽得將軍聲音也是中原人聲氣」。王佐道「苦人兒是湖廣人」。婦人道「俱是同鄉。...」

ここで老婦人は安心し、陸文龍の出生と兀朮の養子となった経緯を語る。王佐の協力で秘密を知った陸文龍は宋に投ずるに至る。(55)

これらの例に見える「中原人」は、例300で併用されている「中國人」に近い意と考えられる。口頭語(するとこれらの會話は官話でなされたという設定なのだろうか)がポイントとなっている点、父祖が中原人だから當然のこととして宋に盡くすべきだという、血統と國家的所屬を結びつけた考え方等、いわゆる民族概念にかなり近いものとなっている。湖廣人と河間府人が「同郷」というのもおそらく金營に在るからこそであろうが、むしろこのような言い回しで民族性にあたる感覺を表現していると言いきらる。ここでは、彼らのいる(乳母にしてみれば十年以上過ごした)金營は「外邦」であり、陸文龍を溺愛して育て、乳母をも十分に待遇した兀朮は「外國人」で、裏切られても當然とされている。(この「外國人」「外邦人」も、今回検討対象としたテキストの中では『説岳全傳』にのみ見える)。なお、『説岳全傳』には、牛皋が山獅駝に「例301你是番國人、不曉得我們中國的事」と言う(77)、韻文で「中國/番邦」を對にする(42)、等の例も見える。

どちらに所屬するかは生まれにより、生得的なものであるとの思考は、「生于大宋即爲宋臣」(47、前掲例169)と、「生まれ」により選擇の餘地なく「宋臣」となるべきだと主張されている点にも表れている。似た言い回しでも、史書に由來する〔熊〕の前掲例167「寧作趙氏鬼、不爲他邦臣」が皇帝家・朝廷との關係であることを明示し、(選擇可能な中で)趙氏を選擇することを宣言しているのと對照的である。

こうした境界線の性格を表す例をもう少し見てみよう。

例302牛頭山の戦いで、牛皋は兀朮に戦書を届ける。兀朮は「某家是金朝太子、.....你見了某家也下個全禮」と主張し、牛皋は「古人云、上邦卿相、即是下國諸侯、上邦士子、是下國大夫。我乃堂堂天子使臣、禮該賓主相見。」と反論する。兀朮は受け入れ、戦書に回答する。(38)

實際の宋金關係においては全く通用しなかった、宋を上國とする傳統的な「華夷の別」、階層的で不平等な格差がここではまかり通ることになっている。こうした世界像は『如是觀』にも見える。

例303兀朮は和議を申し入れて拒絶され、決戦前に岳飛に「元帥神威諸夷共仰、俺兀朮雖不才也是金邦一國之主、情願下禮卑詞、元帥倨傲自尊、並無一言回答、俺兀朮雖是粗虜韃旦〔鞑〕也頗該這麼一二」と抗議する。岳飛は、「自古天尊地卑、人尊獸卑、汝自不量、犯我中原、佔我地土、劫我聖主、腥羶我宮闕、擄掠我人民、如天居下而地居上、獸居尊而人居卑、履冠顛倒、豈能安乎。」と答える(24)。

宋と金(「中華／夷狄」と言うべきだろうか?)を「天／地」「人／獸」にたとえ、無禮な應對を正當化している。ここでは、兩者の間に絶對的な上下關係があるとされ、その境界は、生得的、固定的、質的なものとして性格づけられている。『奪秋魁』でも、

例304崔蓮姑が「藏著銅肝鐵膽、傲國孤忠、那單于非仁義從。」と父を止めようとし、崔縱が「那單于非仁義可化、難道我也忘了仁義」(3【江頭金桂】)と答える。

という、「單于」に代表される異民族を、「教化」不能な異質なものとして分割・排除する認識がかいま見られる。0.でも述べたように、儒教的な世界像では一般的には、人は全て道徳的な高みに達すべき萌芽があつて(原理的には)「聖人は學んで至る」ことが可能とされており、士庶の別、華夷の別の境界線が固定的でない點に特徴があるとされている。(理念上は)夷も化して「華」となることが可能なはずであつた。ここでは、その不平等な階層性だけが保持され、華夷の境界をきっちり引き、その別は生得的なものとして述べられている。

むろん、他の資料にも目を向ければ、こうした生得的・閉鎖的・境界の變更が不能な「中國人」の用例はほかにもある。戯曲小説では例えば、邱濬作とされる『伍倫全備忠孝記』19で、伍倫全の妻施淑清が宗祀が絶えるのを恐れ、妾を娶って支度を整え夫の許に送るが、その娘は途中、清風嶺で夷狄の山賊につかまり妻になれと強要され、「天地間生三等物、第一等是中国、第二等是夷狄、第三等是禽獸。中國人不可與夷人為配、亦如夷人不可與禽獸為配一樣。」と拒否し、井戸に身を投げて死ぬ、という例がある。これは、自殺した女性の「守節」の徳の方に重點があるのだから、あまりことごとく論ずるのも氣がひけるが、やはり、文化的優越に裏打ちされた階層的秩序という點では0でとりあげたモデルに近く、「中國人／夷狄」がさらに「禽獸」のカテゴリーと並べられることによって、「本質的」な違い、境界線の不變・絶對性を強調する結果となっている。

こうした様相と對應すると考えられるのが、金側から宋側への稱である。〔熊〕や早期の戯曲テキストでは、5.3.で取り上げた、國號「宋」や、『金史』では採用されていない)「南朝」等が使われる(ことになっている)ことが多く、上述したように「中朝」「中國」「中華」なども少数ながら見える(ただし、「文化的優越を認め敬意を表する」といった含意は認められず、例295などはむしろ揶揄している)。「例305外邦侵境」(『岳飛精忠』1)がー

例見え、秦檜が和議を勧める際「主上稱臣於外國」で臣下が憤るのは忠である、と述べる（〔熊〕6-49）等、「外邦」「外國」も少数である。すなわち、やはり王朝との関係を中心とした呼稱を主として用い、宋側をあるまとまった「人々の集團」としてとらえた稱には乏しい。

これに對して、注目に値するのは、「蠻子」「南蠻」の語の分布である。「蠻子」は元代の「南人」（もと南宋治下の民）に對する稱として知られ、「南方少数民族または南方人に對する蔑稱」といった説明をつけている辭書が多いし、そういう用例もあるのだが、明代の小説・戯曲、特に早期の刊行のものについては、そうした、「北方 南方」といった要素を帯びていない用例がかなり目立つ。『白兔記』4では廟官が、6では李洪一が、32では牧童が劉智遠を罵るのに使っており、『南宋志傳』5-22では蘇一娘が趙匡胤を罵るのに使う。『水滸傳』27で孫二娘が武松を護送してきた役人を、29では蔣門神の酒場の酒保が武松を指して使う。『清平山堂話本』「錯認屍」で杭州に住む周氏が上海出身の使用人、董小二を呼ぶ、『金瓶梅』59で、西門慶が死んでしまった息子の官哥をわざとこう呼んで李瓶兒らを落ち着かせようとする、等も「北方 南方」とは言いがたい（龍潛庵『宋元語言詞典』が「對男人的賤稱」とするのがちょうど合う）。北方異民族が（北方人を含む）漢族を指して「蠻子」「南蠻」と呼ぶ例としては、『水滸傳』征遼の段で遼將が宋江らを稱す例が、北方人が南方人を指しての例としては『金瓶梅』20で杭州人を指しての例も或いは擧げられようが、ある時期以前は意外に少ない<sup>71</sup>。

そうした、金側が宋側の人物を指して言う「蠻子」「南蠻」は、今回検討對象としたテキストでは、早期のテキストに用例がなく、『東窗記』に「南蠻」が數例、『牛頭山』に一例（毆刺蘇婆が岳雲を「小蠻子」と罵る（22））、あとは『如是觀』と『説岳全傳』に大量に用いられる、という極端な分布を示している。早期のテキストには 例えば『岳飛精忠』には、金側が自らの強さを自慢し、「例306 趁早你早下馬受降」（3元朮白）と威張る、等の場面はあるが この類の稱は存在しないのである。

『奪秋魁』『精忠旗』あたりからかいま見え、『如是觀』、『説岳全傳』で本格化する、こうした言説布置の中では、「中國人・中原人／外國人・外邦人（・番國人）」の境界は出生と共にはっきり引かれてあり、變更不能（『精忠旗』の元朮は例219や漢字が書けないとされている点に見えるように文化的な異質さが強調されているが、『説岳全傳』の元朮は中國文化を好み、よく身につけた人物として描かれており、文化的に同化して生まれにより「夷狄」として扱うという『説岳全傳』の態度は、境界の變更不能性をより強力に示していると言えよう）かつ強制力の強い閉じた體系として現れている。金側から宋側への「蠻子」の稱は、相手もまた同様の視線を われわれ に向けていることを示すことになり、こうした境界線とカテゴリーを、いわば裏側からさらに強化する働きをもっている。

論点が多岐にわたったが、とりあえずの整理を行えば、以下になるろう。

前近代の中國の文獻において、近代の「漢族」に相當するような「人々」のカテゴリーは稀薄である。異民族 外國 と對照して「我が方」を稱する際には、時の王朝の名を利用した稱が最も普通であった。われわれ のカテゴリーが想定されていて、それに「宋」なり「中國」なりのラベルが付されているのではなく、それぞれの人々と他者である朝廷(皇帝を核とした政權)とがおのおの何らかの関係を結んだり(解消したり)しているという世界像が考えられる。そこでは特定の範圍の人々や地域が、初めから自動的に、不可分一體のものとして觀念されているのではなく、ゆるやかで選擇可能な關係の束が、境界の曖昧な「皇帝を核とした國家」をぼんやりと形作っていると見えよう。

宋金(・遼宋)對立時代の史料では、こうした状況に加え、「漢兒」と、宋朝治下の人々とを區別する記述が多く見られ、兩者を含めた われわれ カテゴリーはやはり確立しているとは言い難い。また、女眞・契丹・漢兒...といった人々と宋朝治下の人々との間には、國境を越えた文化的相互浸透の状況が存在し、民族 間の境界線は必ずしも明確ではなかった。人々と 國家 との關係も複雑であり、宋も金も、多 民族 から構成されており、「所屬」の變更も比較的容易で、民族 と 國家 の境界線は一致していなかったと考えられる。

岳飛故事の戯曲・小説でも、特に古いものにおいては、やはり、現代の「漢族」に相當するような われわれ カテゴリーは稀薄である。王朝名に身分・官名等をつける「皇帝を核とした朝廷、皇帝を核とした『國家』」との關係を示す呼稱や、相對的でその場で變わりうる、二者の位置關係を表すのみでなんらの「集團」も想定させない「南/北」を使った稱し方などがめだつ。ただし、文化的相互浸透の状況はいずれのテキストにも見られず、史書を大量に取りこんだ〔熊〕〔鄒〕を除き、他のテキストでは、宋金雙方における多 民族 的構成や、「所屬」の變更しやすさなどが消去されているため、金/宋の境界を境に、あちら側には われわれ とは全く異質で、しかも彼ら同士は同質の「番」が、こちら側には「番」や「番」的要素などかけらもない われわれ がいる、というイメージが喚起される。宋金雙方の、内部の多様性は捨象され、多種あり曖昧だった境界線は、金・宋の境界線の上に絞られて明確にされ、「番」と われわれ の境界線は、國家 の境界線と重ねてイメージされることになる。

岳飛故事の通俗文藝の中では、時代が降るにつれ(蘇州派傳奇、『說岳全傳』などにおいては)、皇帝を核とした朝廷、皇帝を核とした『國家』への 忠義 が、より純粹・尖鋭なものとして描かれると同時に、その對象を述べるのに、「皇帝個人、皇帝家」であることを明示する語彙より、「皇帝を核としつつもより廣い、より抽象的なもの」を含意しうる語彙を選択し、それによってその行爲の「公」性を誇示する といふか、そうした語彙を選択することにより、その行爲に「公」性を賦與し「公」的であると装おうと

する傾向が強まる。また、「傳統的」華夷觀にそって金宋關係を書き變える（宋を金と對等に、さらには宋を上國として優位におく）傾向も強まる。これに付隨して、ある程度連續的で境界が曖昧だった「盜賊・叛亂」と「異民族 の侵攻」が、ストーリー上は投降して宋軍に編入され得るかどうかによって、またそれに関わる語彙の使い分けを明確にすることによって、はっきり異なるものとしてイメージされることになる。同じまつろわぬ者でも、異民族 かどうかで、異なるカテゴリーに分類されることになり、その境界線とカテゴリーが強く意識されるようになる。

こうして、時には意識されつつも安定した特定の語彙によって指し示されず、たえず「揺れ」を含んでいた「より廣い、抽象的な」カテゴリー、時として「國家」への所屬と異なることがある、生得的で文化的な 民族 的なカテゴリーは、『精忠旗』『奪秋魁』等で萌芽的に見られ、『如是觀』、さらには『説岳全傳』で本格的に「中原人・中國人／外國人・番國人」の名で指し示され、われわれ として立ち現れることになる。このカテゴリーは、「傳統的」世界觀の不平等な階層秩序を繼承しつつも、生得的な基準により變更不能な境界線がはっきりと引かれている點でそれとは異なる。また、文化的・民族的要素と、「國家」への「歸屬」(もちろん、その實質は近代とは異なるが)とを重ね合わせることを良しとする點、「生まれ」や「血統」がその「所屬」を決定すると觀念される點で近代の nation state と重なるが、境界線の向こうに、異質ではあるが對等の外國が想定されているのではなく、むしろ類似していかつ劣っている「外國」が想定されている點で、nation state とは異なっている。

こうした われわれ の「想像のされ方」、世界像が、岳飛故事の通俗文藝の中で、「中原人・中國人／外國人・番國人」のラベルのもとにはっきり示されるのは『説岳全傳』ということになる。こうした「想像のされ方」、世界像がどの程度の廣がり(時代的・階層的・地域的...)をもって共有されていたのか、また、より規範的な文獻でのこうした問題に関する言説とどのような相互關係にあったのか。『如是觀』や『説岳全傳』がストーリー・文體は通俗的であるにもかかわらず、忠義 や 民族 に関わる言説布置はむしろ他のテキストよりずっと「規範的」であることから考えて、時代による變化の可能性も考慮してよいように思われるが、もちろんこの點は分析對象をより廣げて調査する必要がある。今回は分析對象とした通俗文藝と同時代の史料に調査が及ばなかったが、岳飛故事以外の通俗文藝テキストの分析と併せ、今後の課題としたい。

注

- 25 仏教関係の文獻・記事を中心に「支那」「秦」に由来するサンスクリット語 Chinastana の音寫とされる)が見られるが、近代の日本人の造語だという誤解があることから見て、あまりポピュラーではなかったということになる。
- 26 「中國」の語についても多くの研究があるが、注1所掲の文獻の他、原田(1991) 胡阿祥(2000)等を参照した。
- 27 法顯「佛國記」(『法顯傳一卷附音義一卷』文學古籍刊行社、1955)。
- 28 遼は國號を何度か變更しているが、ここでは「遼」を用いる。
- 29 この語に関しても非常に多くの先行研究があるが、特に参考にしたのは太田(1954) 陳述(1986) 劉浦江(1998)である。
- 30 遼太宗が後晋の出帝の無禮を責めて出兵した際、述律太后が諫めて「使漢人爲我國主、可乎。…然則汝何欲故爲漢帝。…汝今雖得地、不能居也。萬一蹉跌、悔何所及。」と言い、臣下に「漢兒何得一餉眠。自古但聞漢和蕃、未聞蕃和漢。漢兒果能回意、我亦何惜與和。」と言った(『契丹國志』卷三、汗筠齋叢書所収。『資治通鑑』卷二八四、後晋開運二年六月條にも見える)等。
- 31 例えば、宣和末、宋は新たに歸附した山西方面の漢兒を義勝軍に編成し、糧食を十分支給して厚遇したが、宋軍の兵が「汝番人也、而食新。我官軍也、而食陳。吾不如番人也。吾誅汝矣。」と罵り、「漢兒これを聞き懼」れるなどの摩擦が起き、結局金の侵攻に際して漢兒が内應して降る結果となったという記事(『三朝北盟會編』卷二三、宣和七年十二月八日條。上海古籍出版社、1987年) 宗澤が契丹・漢兒と結んで金と對抗することを提議した上疏「竊見契丹漢兒自與我宋盟約幾百年、實唇齒兄弟之邦。」(『宗忠簡公集』卷一「奏給公據與契丹漢兒及被擄之民疏」。叢書集成初編所収) 歸明・歸正人に関する詔勅「如女眞、渤海、契丹、漢兒、應諸國人能歸順本朝、其官爵賞賜、並與中國人一般、更不分別。」(『宋會要輯稿』兵九・十三、紹興三十一年十月詔) 漢兒と自ら稱する人物の言「女眞契丹奚皆同朝、只漢兒不好。北人指曰漢兒、南人却指作番人」(陸游『老學庵筆記』卷六) 等。
- 32 劉浦江(1998)は、ほかに楊忠愍の上奏文「奏招到漢兒、簽軍共一百六十五人、内漢兒歸明人共三人、簽軍一百六十二人。」(『宋會要輯稿』兵十七・十七)の記述と、朱熹の「歸正人、元是中原人、後陷於蕃而復歸中原、蓋自邪而歸於正也。歸明人、元不是中原人、是徃洞之人來歸中原、蓋自暗而歸於明也。(如西夏人歸中國、亦謂之歸明。熹。)」(『朱子語類』卷百十一、論民)の定義をつきあわせ、「漢兒」が歸正でなく歸明と稱されていることに注目して「漢兒/南人」の區別がはっきりしていることを説く。ただし、黄寬重(1977)は「歸正」「歸明」等の語の使い分けについて、「宋人對他們並沒有很清楚而嚴格的劃分」とする。
- 33 元代の「漢人」は、概説書等では普通、「舊金朝治下の民(女眞や契丹を含み、舊宋治下の民を指す南人と區別される)」とされるが、契丹・女直・高麗人などと並記される場合もある(その場合は當然契丹や女直を含まないことになる)という(松田1999:59)。松田(1999)は、「色目人」はそれに相當する用語・概念がモンゴル語・ペルシャ語などの非漢語史料に見えず、むしろ漢族が漢法の適用外にある多様で雑多な集團を一括りにして総稱したものと指摘しており、杉山・溝口1997、森田・溝口1997等で簡単に觸れられている、いわゆる「四階級制」への否定的見解を具體的に展開している。「漢人」についても、こうした議論をふまえて改めて検討すべきかもしれない。

- 34 『宣和乙巳奉使金國行程録』第四程（崔文印箋証『靖康稗史箋証』所收、七頁）。
- 35 蘇轍『欒城集』卷十六「奉使契丹二十八首・燕山」（『蘇轍集』第一冊、所收）。
- 36 『三朝北盟會編』卷十七、宣和五年六月一日條引『北征紀實』。郭藥師・常勝軍については5.1.4（詳細は外山1964:183-231）参照。
- 37 契丹人、女真人とも頭頂部の髪を剃り落とし一部を残す髪型だが、小異がある。三上（1973[1943b]）、田村（1964:362）、李逸友（1983）等を参照。
- 38 服装に比べ髪型の変更は抵抗が強いと考えられ（とりわけ「中華」的観点では髪は罪人の髪型であるし）劉浦江氏の主張するように漢兒らが髪までしていたかはなお検討を要すると思う。しかし、もしそうであるとするならば、舊遼治下では改俗強制への抵抗があまり見られなかったことについて「舊遼國治下の漢人は遼朝二百五十年の支配によって、すでに相當契丹人の風俗になじんでいたはずであるから、改俗なども比較的容易に實行されたのであろう。」（三上1973[1943b]:374）とする三上氏の推測と、うまくかみあうと言えよう。
- 39 「宮人從駕皆胡冒乘馬。…有衣男子衣而如奚・契丹之服。…其後安祿山反、當時以爲服妖之應。」（『新唐書』卷二四、車服）。
- 40 「晉高祖天福十二年、左衛將軍許遵奏、臣伏見天下鞍轡器械竝取契丹樣裝以爲美好、安有中國之人反效戎虜之俗。請下明詔毀棄、須依漢境舊儀。」（『冊府元龜』卷一六〇）、「慶曆八年、詔禁士庶倣契丹服及乘騎鞍轡、婦人衣銅兔褐之類。」（『宋史』卷一五三、輿服五。詳細は『宋會要輯稿』輿服四・七に見える）、「（宣和五年）十二月四日尚書省言、勸會禁止蕃裝胡服」（『宋會要輯稿』刑法二・八八）等。
- 41 『宋會要輯稿』職官五一・四一、淳熙三年十月二十八日知臨安府趙師魯上奏。
- 42 『宋會要輯稿』兵十五・十二、隆慶元年？七月二十五日。
- 43 『金史』卷八、世宗紀、大定二十七年十二月戊子。女眞の漢化について、外山（1964:36-48）、陶晋生（1968）、岑家梧（1992[1979]）等を参照。
- 44 田村（1964）、島田（1993）等参照。
- 45 『宋史』卷三六〇。王柏「宗忠簡公傳」（『魯齋集』卷八、金華叢書所収）にも記事がある。
- 46 岳珂「經進鄂王行實編年」卷一、建炎三年（『鄂國金佖編』卷四所収）。「章尚書類經進鄂王傳之一」（『鄂國金佖續編』卷十七「百氏昭忠錄」卷一）にも見える。なお、単行の章類「經進皇宋中興四將傳」（北京圖書館藏清鈔本が存する）は目睹し得なかったが、『重刊宋朝南渡十將傳』卷二「岳飛傳」（四庫全書存目叢書史部第87冊、齊魯書社、1995年所収。北京圖書館藏元刊本の影印）も参照した。『宋史』卷三六五にも記事がある。
- 47 『建炎以來年要録』卷五三、紹興二年閏四月丙午。
- 48 『宋史』卷三六五。注46前掲書に記事があり、『宋史』とは興味深い差異があるが、長文になりすぎるので『宋史』の方を掲げておく。
- 49 淮西兵變の南宋政治史における位置づけについて、寺地（1988:111-136）参照。
- 50 『建炎以來年要録』卷五二、紹興二年三月癸丑。
- 51 『宋史』卷三六六。
- 52 「經進鄂王行實編年」卷一、建炎三年。詳細は注46参照。
- 53 『三朝北盟會編』卷一八二、一八三、一九五等。
- 54 天眷の和議では、金が舊齊領の河南・陝西を宋に返還（金側の表現では「朝廷賜地江南」割地が行われたのは翌年三月）し、その地域の官僚の多くは宋に歸附して地位を安堵されて

- いる。この和議は金朝廷内部の政變で破れ、皇統和議に際して、金は宋治下にある北人士大夫及び家屬の送還を要求しており、張中孚兄弟の送還は、宋がその要求に従ったものであるという（外山 1964:310-420、寺地 1988:160-176、244-258）。
- 55 『建炎以來年要録』卷十三、建炎二年二月乙卯、『宋史』卷三六〇等。
- 56 劉豫を冊立した際の詔には「今立豫爲子皇帝、既爲鄰國之君、又爲大朝之子」（『金史』卷七七）とあり、熙宗即位直後に「詔齊自今稱臣勿稱子」（『金史』卷四、天會十三年正月）とある。外山（1964:283）は、これを「父子の関係を君臣関係に改めたもの」とし、寺地（1988:163-167）は金・齊の関係を君臣兼父子関係とし、天眷（紹興八年）和議で宋側が嫌がったのはこの「父子」関係とそれに伴う禮であるとする。「君臣」と「父子」とどちらがより「屈辱」的なのか（ちなみに後晋の出帝は遼に「孫」は稱したが「臣」は稱さず、攻められることとなった。外山氏も、君臣関係への變更を金廷の齊への好意が失われた現れの一つと見ている）劉豫が金にとっていた禮、天眷和議の際金が要求した禮、皇統和議の際行われた禮はどのように違う（/同じ）のか、その違いは「父子」と「君臣」の違いなのか、君臣の禮といってもいろいろあるということなのか、素人にはよくわからない（宋皇帝が「起立して金の國書を受ける」點は、何度か宋が免除を請うたにもかかわらず、大定和議以降も金に受け入れられなかったようである。『金史』卷六一 交聘表中、卷七二完顏仲傳、卷八八石烈良弼傳等参照）。ご教示を俟ちたい。
- 57 「西邊諸番爲患、士卒遠戍、中國之民疲于飛輓、非長久之策。爲今之務、莫若城于鹽澤、實以漢戸、使耕田聚糧、以爲西北之費。」（『遼史』卷一〇四）
- 58 郭康松（2001）は、遼の建國の初期は、遼の君臣は自らを蕃・夷狄と見なし卑下していたが、その後宋と對等に、さらに自らを「中國」と見なし周邊民族を夷狄と見なすようになったと論ずる。おおよその傾向としてはそういった圖式化も可能とは思いますが、初期の状況に關して擧げている史料を讀むと、注30所引の記事や、房山遼塔の磚文に「大蕃天顯歲次戊戌五月」とある例など、蕃が漢に對して劣っているという認識で使われているとは讀めない。「遼が蕃と稱する」=「蕃が漢に劣っているという含意を受け入れている」とは必ずしも言えない（その含意を認識していない、或いは認めていないからこそ「蕃」と稱している）のではないか。この點は陳述（1983:293）の、「在太后口氣裏、蕃・漢相等、沒有突出誰高誰低」との解釋の方が妥當のように思う。
- 59 洪皓『松漠紀聞』上（叢書集成初編所收）。
- 60 もっとも、宋側の史料では、汴京を陥した直後、粘罕（宗翰）が「天生華夷、自有定分、中國豈吾所據。…中原亦非我有…內許宋朝用大金正朔」と述べる（『三朝北盟會編』卷七一、靖康元年十二月二日）など、金側が自らを「夷」と規定しているとする記述も見える。なお、『遼史』『金史』には「中華」「夷狄」の語は見えないようである。
- 61 趙秉文「宣宗哀冊」『閑閑老人滄水文集』卷十八（四部叢刊初編所收）。
- 62 陳亮「上孝宗皇帝第一書」『龍川文集』卷一（叢書集成初編所收）。
- 63 『新刻李九我李太史編纂古本歷史大方綱鑑』萬曆二十八年雙峯堂刊本、東京大學東洋文化研究所藏）による。
- 64 この問題に言及した文獻は多いが、例えば倉石（1928）、神田（1941）、西（1953）、規範的な文章の叙述體系と大きく異なる、通俗文藝における叙述のあり方について、笠井（1998）も論じている。



- 65 現存する不分巻系諸本には百回本(芥子園本、遺香堂本等)と百二十回本がある。正文の系統自体は分巻系百回本 不分巻系百回本 百二十回本と考えられる(笠井1996:83)。大遼遼國の書き換えは分巻系から不分巻系への過渡的状态を示す無窮會本で既に行われており(これは明末に刻され、清初に序の「犬羊」などの語句を埋木改變して出版されたものが現存する)、刻された時期は〔于〕の出版時期と重なると思われる。なお、百二十回本の『忠義水滸全傳』(北京大學圖書館、宮内庁書陵部等所蔵)を萬曆の刊行とする説があるが、現存するものは、挿増部分(九十~百十回)に由 繇、校 較、檢 簡(第百三回「細細簡認」)の忌諱があり、少なくとも挿増部分に関しては崇禎(以降)に刻され、最終的に出版されたのもそれ以降と考えられる(笠井:1992)。
- 66 史書の中では、『通鑑續編』卷十六紹興九年己未五月條の注(四庫全書所収)等が比較的近い。
- 67 2.5.及び注17参照。『精忠旗』は明らかとして、清鈔本については判断が難しい。清朝の統制は、一方では苛烈であったが、「禁書」リストに載った小説の清刊本が少なからず現存するように、何處まで徹底していたか定かでない。戯曲の鈔本にまで統制が及んでいたか、また、禁書の『説岳全傳』を敢えて出す書肆が、何らかの抑制をしていたかは微妙である。筆者は「康熙五十三年録」の『如是觀』は統制にかからぬという前提で鈔寫されており(假に底本が過激でも、鈔寫時點で文字禍の危険を考えていれば鈔寫した人物が「犬羊」などの用語を變更するだろう)、『續精忠』、『奪秋魁』、『牛頭山』、『説岳全傳』は、或いは統制を念頭に置いた抑制があるかもしれない(ただし、『續精忠』、『奪秋魁』は、ストーリー上の理由の方がより大きい)と考える。
- 68 ちなみに、李若水を金人が讃える詞「記當初破遼人物奇、國破也還爭氣。區區北朝頗有忠和義。今日南朝呵、惟有李侍郎一人而已矣。」(『精忠旗』5【清江引】)の「北朝」は遼を指す。
- 69 『新編大宋宣和遺事』二卷。國立中央圖書館所蔵宋刊本マイクロフィルム版を使用。
- 70 「南燼紀聞録下」と題す。『避戎夜話』(上海書店、1982年)所収本を使用。
- 71 『説岳全傳』26には、吉青が岳飛に「末將與兀朮交戰、不道那個蠻子十分利害、被他一斧砍去盔冠」と報告する場面がある。排印本(或いはその底本?)は「蠻子」を「生番」に改めている。『説岳全傳』全體の用法から考えればこの校訂は首肯できるが、明代白話文藝におけるこれらの用法を見れば、或いはそうした古い用法に由来した用例であって、あながち誤りではなかったのかもしれない。

#### 引用文献

- 太田辰夫 (1954)「漢兒言語について 白話發達史に関する試論」『神戸外大論叢』5-3、『中國語史通考』(白帝社、1988年、普及版1999年)所収。
- 笠井直美 (1992)「金陵世徳堂刊『水滸記』について」『東方學』第83輯。
- 笠井直美 (1996)「李宗侗(玄伯)舊蔵『忠義水滸傳』」『東京大學東洋文化研究所紀要』第131冊。
- 笠井直美 (1998)『『二帝各叙宗祖』 元明の三國故事の通俗文藝における君臣秩序に関わる叙述』『言語文化部論集』第19巻第2號。
- 神田喜一郎 (1941)「支那史學に現はれたる倫理思想」『岩波講座倫理學・第10冊』岩波書店。
- 倉石武四郎 (1928)「小説家の正統論」『狩野教授還曆記念支那學論叢』弘文堂。

- 島田正郎 (1993)『契丹國』東方書店。
- 清水茂 (1984)「解説」『水滸傳 第11冊』岩波書店。
- 杉山正明 (1997)『遊牧民から見た世界史』日本經濟新聞社。
- 杉山正明・溝口雄三 (1997)「クビライの新しい世界國家」、斯波義信ほか編『世界歴史大系 中國史3 - 五代～元 - 』山川出版社。
- 田村實造 (1964)『中國征服王朝の研究 上』東洋史研究會。
- 寺地遵 (1986)「秦檜の南北構想試論」『史學研究』第150號。
- 寺地遵 (1988)『南宋初期政治史研究』溪水社。
- 外山軍治 (1964)『金朝史研究』東洋史研究會。
- 船田善之 (1999)「元朝治下の色目人について」『史學雜誌』108卷9號。
- 西順蔵 (1953)「北宋その他の正統論」『一橋論叢』第30卷5號。『中國思想論集』(筑摩書房、1969年)所収による。
- 原田種成 (1991)「『支那』『中國』の名號について」『大東文化大學漢學會誌』30卷。
- 三上次男 (1973[1943a])「金朝前期における漢人統治政策」『金史研究三・金代政治・社會の研究』中央公論美術出版、「金朝初期における漢人統治政策」『東亞研究所報』21號(1943年)を改訂補筆。
- 三上次男 (1973[1943b])「金朝における漢人の改俗問題について - 金朝の漢人支配に関する一考察」『金史研究三・金代政治・社會の研究』中央公論美術出版、「金朝漢人の改俗問題について」『東亞學』7輯(1943年)を改訂補筆。
- 三上次男 (1973[1943c])「金の世宗と漢人支配」『金史研究三・金代政治・社會の研究』中央公論美術出版、『日本學研究』3卷4號(1943年)を改訂補筆。
- 森田憲司・溝口雄三 (1997)「元代の社會と文化」、斯波義信ほか編『世界歴史大系 中國史3 - 五代～元 - 』山川出版社。
- 渡邊宏明 (1991)「『大宋中興通俗演義』と『宣和遺事』」『汲古』19號。
- 岑家梧 (1992[1979])「金代女眞和漢族及其他民族的經濟文化聯系」『岑家梧民族研究文集』民族出版社。原載『民族研究』1979年第2期。
- 陳述 (1986)「漢兒漢子說」『社會科學戰線』1986年第1期(總第33期)。
- 大同市博物館 (1992)「大同市南郊金代壁畫墓」『考古學報』1992年4期(總第107期)。
- 郭康松 (2001)「遼朝夷華觀的演變」『中國史研究』2001年第2期(總第90期)。
- 胡阿祥 (2000)『偉哉斯名 - 『中國』古今稱謂研究』湖北教育出版社。
- 黃寬重 (1977)「略論南宋時代的歸正人(上)」『食貨月刊』復刊第7卷第3期。
- 李逸友 (1983)「契丹的髻髮習俗」『文物』1983年第9期(總第328號)。
- 劉銘恕 (1947)「宋代遼金文化之南漸」『中國文化研究彙刊』第6卷。
- 劉浦江 (1998)「說“漢人” - 遼金時代民族融合的一側面」『民族研究』1998年第6期(總第116期)。
- 陶晉生 (1968)「金代初期女眞的漢化」『文史哲學報』第17期。
- 張中政 (1983)「漢兒、簽軍與金朝的民族等級」『社會科學輯刊』1983年第3期。
- Tao, Jing-shen (1983) "Barbarians or Northerners: Northern Sung Images of the Khitans." in M. Rossabi (ed.), *China among Equals: The Middle Kingdom and its Neighbors, 10th-14th Centuries* (pp.66-86). Berkeley: University of California Press.